

阿波市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

10周年 かがやく阿波市に きらめく未来



平成27年3月



あすに向かって“人の花咲く やすらぎ空間”阿波市

はじめに

近年、少子高齢化等による家庭の子育て機能の低下、地域における人と人とのつながりの希薄化、児童虐待、いじめ問題の深刻化など、子どもを取り巻く環境が一段と厳しさを増しています。

このような中、国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けられました。この3法の趣旨には、保護者が子育てについての「第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼時期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

本市の子育て支援の現状は、地域や家庭で子育てに夢を持ち、かつ次代を担う子どもを安心して産み育てることができる社会の構築に向け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的にした「次世代育成支援行動計画（後期計画）」に掲げる事業に取り組み、鋭意取り組んでいるところであります。

しかしながら、「少子化対策」に王道はなく、長年の取り組みにもかかわらず、具体的な成果はなかなか出てこないことが懸念されております。

また、「少子化対策」とよばれているポリシーミックスの本質は、児童数の増減関係だけでなく、社会が持続的に発展するために、将来を担う次世代育成を支援する総合的な政策体系が必要と考えられます。

この度の、新たな子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本来の「少子化対策」がより効果を発揮するために、これまでの施策のどこが足りず、今後どこを強化すべきか、子育て支援対策の原点を振り返り、“子ども自身の育ち”に着目し、優先順位をつけながら、“子どもの視点に立ったまちづくり”を論点に施策の取り組みを図ります。今後とも、市民・地域・企業等の皆様方のお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、この子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言を賜りました阿波市子ども・子育て会議の委員の皆様、またニーズ調査等にご協力いただいた市民の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

阿波市長 野崎 國勝

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による阿波市の状況.....	3
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要.....	8
3 阿波市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価.....	14
4 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	17
第3章 計画の基本理念と基本的な視点	19
1 計画の基本理念.....	19
2 計画の基本的な視点.....	20
3 子ども・子育て支援新制度の概要.....	21
4 施策体系.....	24
第4章 重要施策（メインプラン）	25
1 保育サービスの向上.....	25
2 子育て支援事業等の施設整備.....	30
3 子育て支援と仕事の両立支援の推進.....	33
4 子育て支援サービスの拡充等経済的支援.....	36
5 保育・教育環境の整備.....	38
6 家庭・地域の子育て力の充実.....	39
第5章 子ども・子育て支援事業計画	43
1 教育・保育提供区域の設定.....	43
2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	45
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	47
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項.....	57

第6章	その他の具体的な取り組み	59
1	地域における子育ての支援	59
2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進	61
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	63
4	職業生活と家庭生活との両立の推進	66
5	子どもの安全の確保	67
6	要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進	68
第7章	推進体制	73
1	計画の推進に向けて	73
2	計画の評価・確認等	74
参考資料（巻末資料）		75
1	策定経過	75
2	阿波市子ども・子育て会議委員名簿	79
3	子ども・子育て会議設置条例	80
4	用語解説	82

※表紙の挿絵の無断転載、引用、複製は固く禁じます。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41と、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っています。一方で、「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」（平成25年3月：内閣府）では、夫婦が実際に産む子どもの人数と、夫婦が理想とする子どもの人数との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する経済的負担感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることへの回答が多くなっています。そのほか、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成21年度に「阿波市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

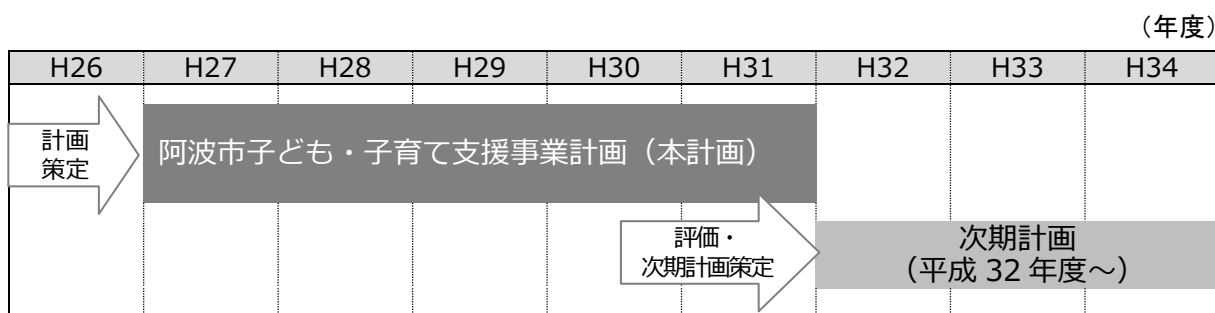
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化対策や次代を担う子どもの健全な育成とも深く関わりを持つことから、次世代育成支援対策推進法に基づく「阿波市次世代育成支援行動計画<後期計画>」の考え方や取り組みを一部継承しています。

また、本計画は、上位計画である「阿波市総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しました。

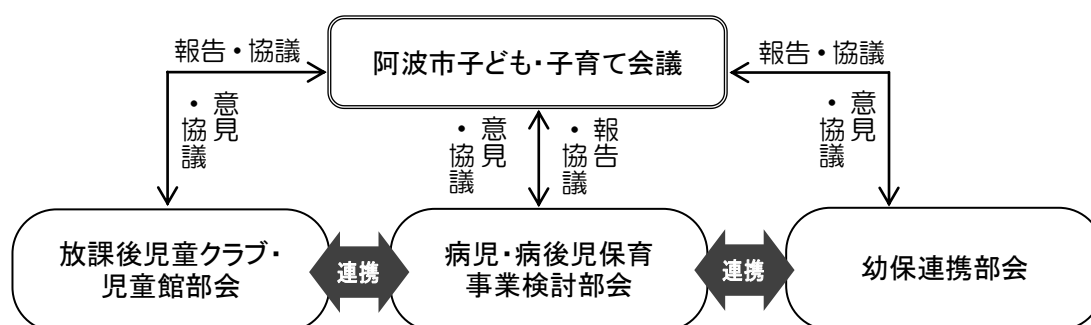
3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、阿波市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見をふまえて策定・検討しました。また、重要事項の各協議については、各部会を設置し、子ども・子育て会議との調整・連携を図りました。



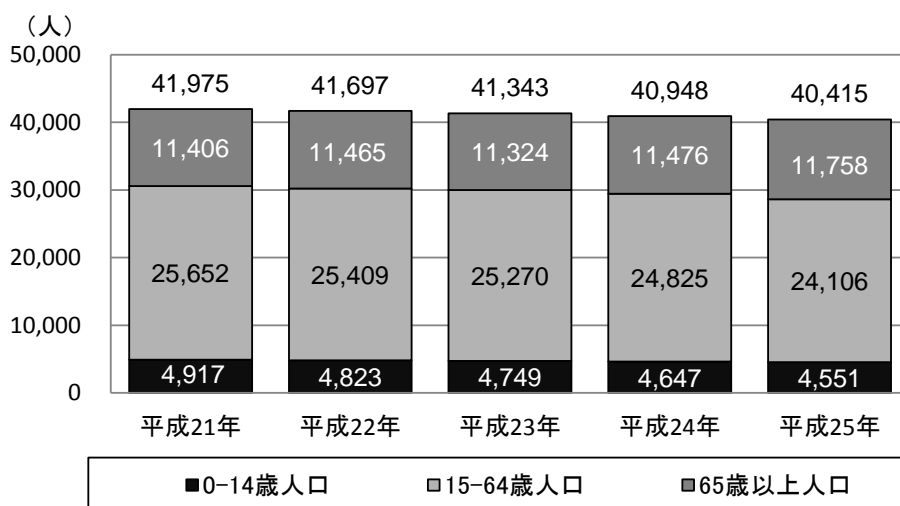
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による阿波市の状況

(1)人口

①年齢3区分別人口の推移

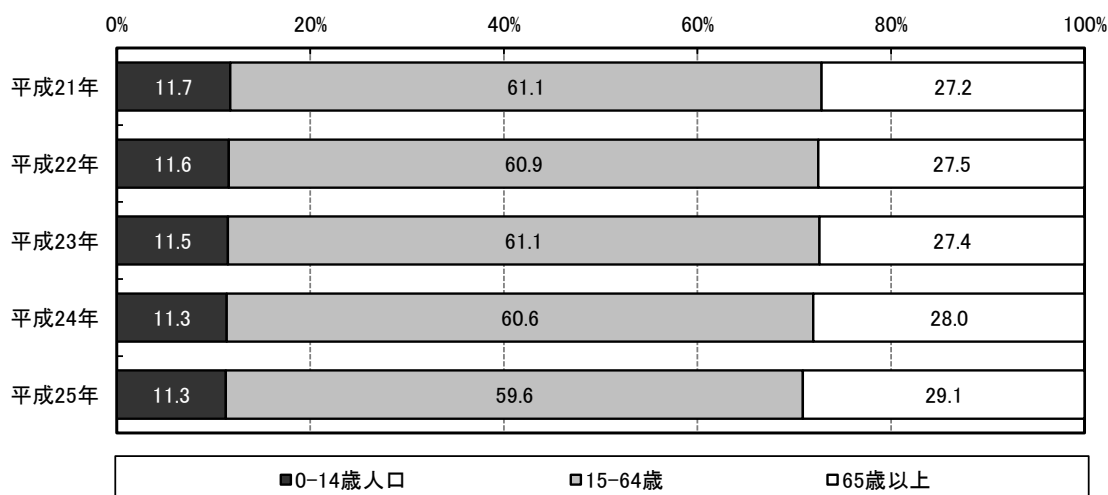
平成21年から平成25年までの総人口の推移をみると、年々減少する傾向となっています。年齢3区分別では、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。



資料：平成21年～平成25年実績…住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）

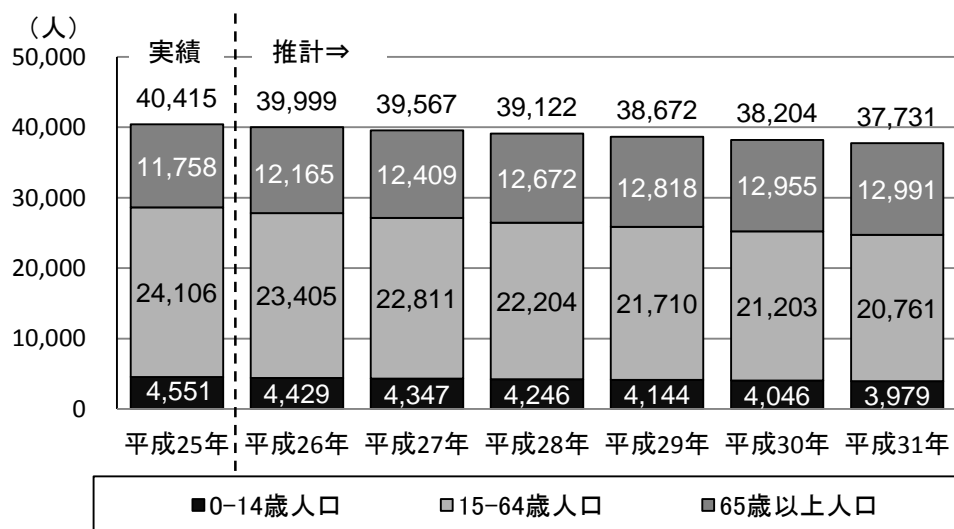
②年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、平成21年から平成25年までに0.4ポイント減少しています。



③年齢3区分別人口の推計値

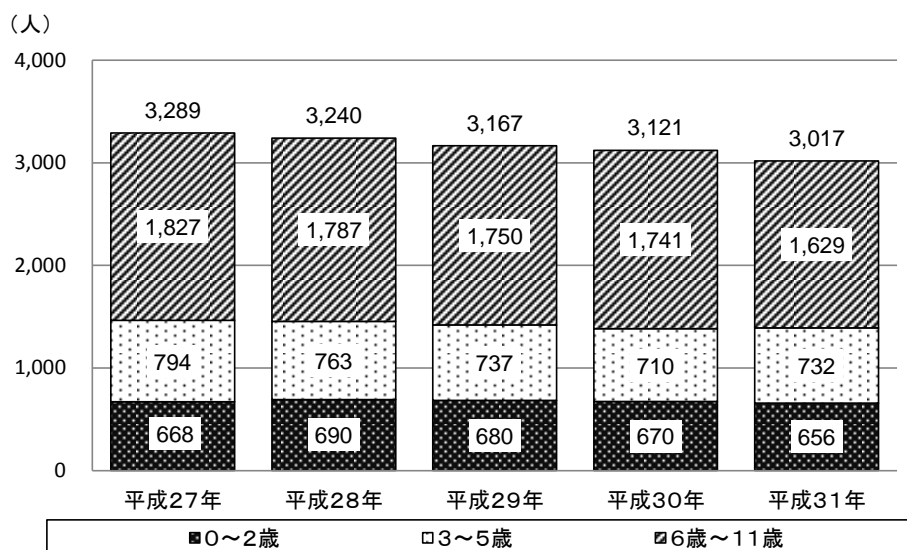
平成26年から平成31年までの人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成31年には37,731人となっています。年齢3区分別では、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。



資料：平成21年～平成25年実績（住民基本台帳・外国人含む。各年3月末）を用いて、コホート変化率法により算出

④0歳～11歳児童の推計値

0歳～11歳の児童の推計値をみると、平成27年の3,289人から平成31年には3,017人と、272人減少しています。特に、6歳～11歳の児童は平成27年から平成31年にかけて、198人減少するものと予測されます。



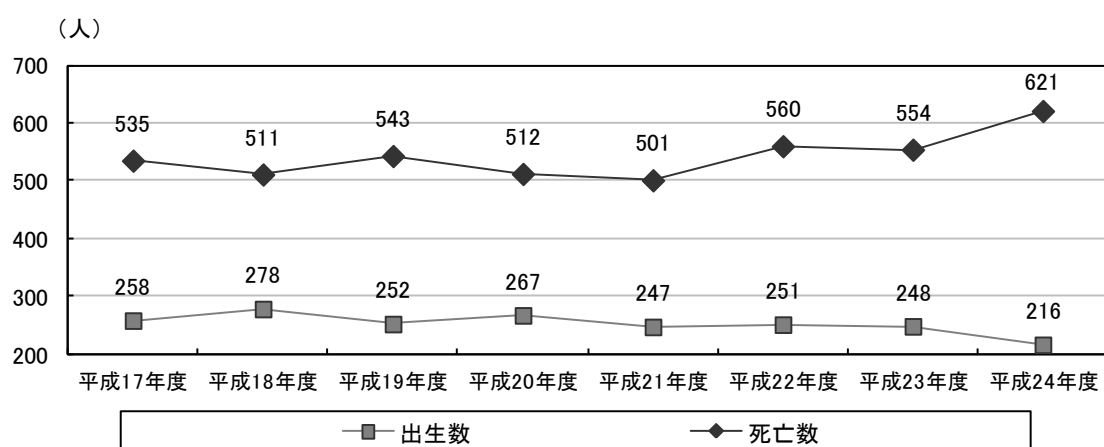
資料：平成21年～平成25年実績（住民基本台帳・外国人含む。各年3月末）を用いて、コホート変化率法により算出

(2) 出生数、死亡数の推移〔自然動態〕

平成 17 年度から平成 24 年度までの自然動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向となっています。

出生数については、年々微増・微減しながら、ゆるやかに減少しており、平成 24 年度では 216 人と、最も多い平成 18 年度の 278 人と比べると、62 人少なくなっています。一方、死亡数については、年々微増・微減しながら、ゆるやかに増加しており、平成 24 年度では 621 人と、最も少ない平成 21 年度の 501 人と比べると、120 人多くなっています。

※自然動態・・・出生・死亡による人口増減のこと



年度	出生数	死亡数	自然増減 (出生-死亡)	人口数	人口増減
平成 17 年度	258	535	△ 277	42,717	△ 399
平成 18 年度	278	511	△ 233	42,421	△ 296
平成 19 年度	252	543	△ 291	42,036	△ 385
平成 20 年度	267	512	△ 245	41,595	△ 441
平成 21 年度	247	501	△ 254	41,311	△ 284
平成 22 年度	251	560	△ 309	40,956	△ 355
平成 23 年度	248	554	△ 306	40,569	△ 387
平成 24 年度	216	621	△ 405	40,415	△ 154
合計	2,017	4,337	△ 2,320		△ 2,701

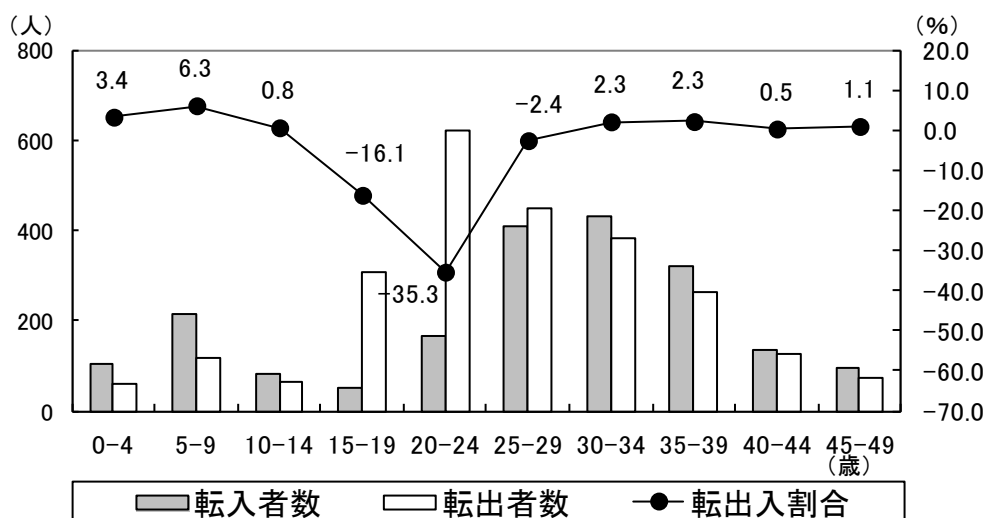
資料：子育て支援課

(3) 転入、転出の状況〔社会動態〕

平成 22 年の国勢調査における社会動態をみると、0 歳から 14 歳と、30 歳から 49 歳の年齢層では、転出が転入を下回る社会増の傾向となっていますが、15 歳から 29 歳までの年齢層においては、転出が転入を上回る社会減の傾向となっています。

特に、20 歳から 24 歳の年齢層で転出者数が多く、若い年齢層の減少が人口の動態に影響を与えている傾向がうかがえます。

※社会動態・・・転出入などの社会的条件による人口増減のこと



	年齢 (歳)									
	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
転入者数	105	215	80	49	167	408	432	321	137	97
転出者数	61	117	66	308	622	452	383	264	127	73
社会増減	44	98	14	△259	△455	△44	49	57	10	24
人口	1,278	1,556	1,761	1,610	1,289	1,814	2,154	2,436	2,068	2,152
転出入割合	3.4	6.3	0.8	△16.1	△35.3	△2.4	2.3	2.3	0.5	1.1

※社会増減＝転入者数－転出者数

※人口＝常住者人口

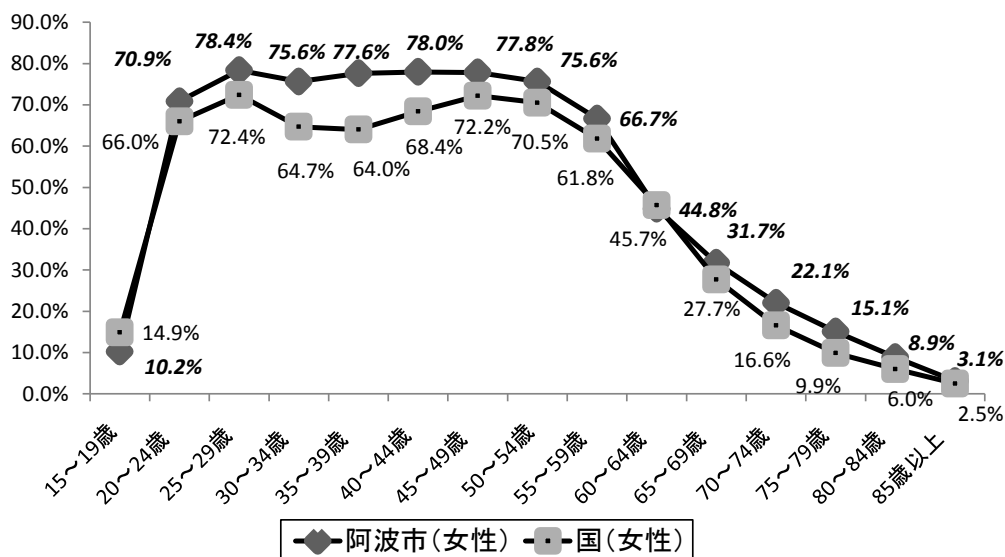
※転出入割合＝社会増減÷人口×100

資料：平成 22 年国勢調査

(4) 女性の就業率

平成 22 年の国勢調査における女性の就業率をみると、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。国の就業率と比較すると、M字の谷が浅くなっており、30 歳代でも離職する女性が少ないことがうかがえます。

※就業率・・・15 歳以上の人口に占める就業者の割合



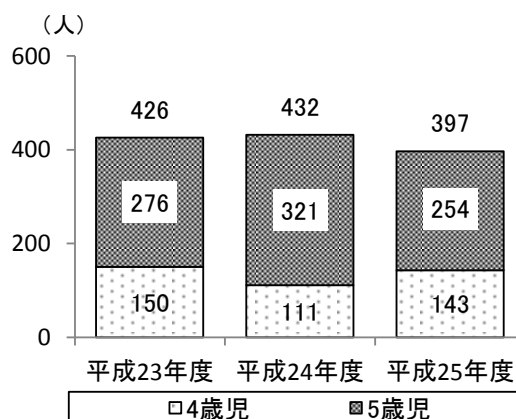
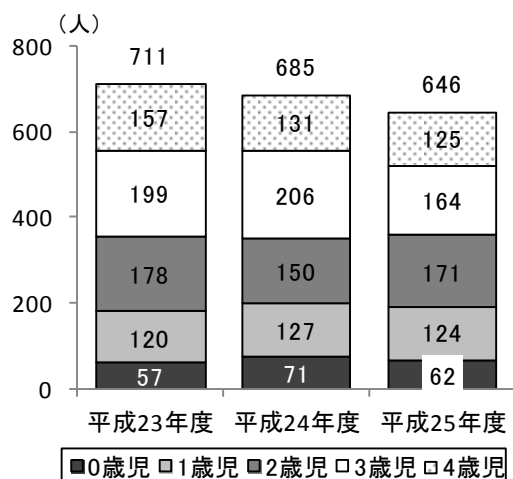
資料：平成 22 年国勢調査

(5) 市立保育所・幼稚園の入所(園)児童数の推移

市立保育所・幼稚園の入所(園)児童数の推移をみると、市立保育所の入所児童数は年々減少傾向となっており、平成 25 年度では 646 人と、平成 23 年度の 711 人と比べると 65 人減少しています。市立幼稚園の入園児童数は増加・減少をしつつ推移していますが、平成 25 年度では 397 人と、平成 23 年度の 426 人と比べると 29 人減少している状況です。

■市立保育所年齢別児童数 3月1日現在

■市立幼稚園年齢別児童数 5月1日現在



資料：子育て支援課

2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

- 調査地域：阿波市全域
- 調査対象者：阿波市在住の「就学前児童」をお持ちの全世帯・保護者（就学前児童調査）
阿波市在住の「1～3年生の小学生」をお持ちの全世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成25年12月5日（木）～平成25年12月16日（月）
- 調査方法：施設、学校等を通じた配布・回収（一部、郵送による配布・回収）

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	1,536 (1,220)	918 (684)	59.8% (56.1%)
小学生児童	937 (836)	575 (515)	61.4% (61.6%)
合計	2,473 (2,056)	1,493 (1,199)	60.4% (58.3%)

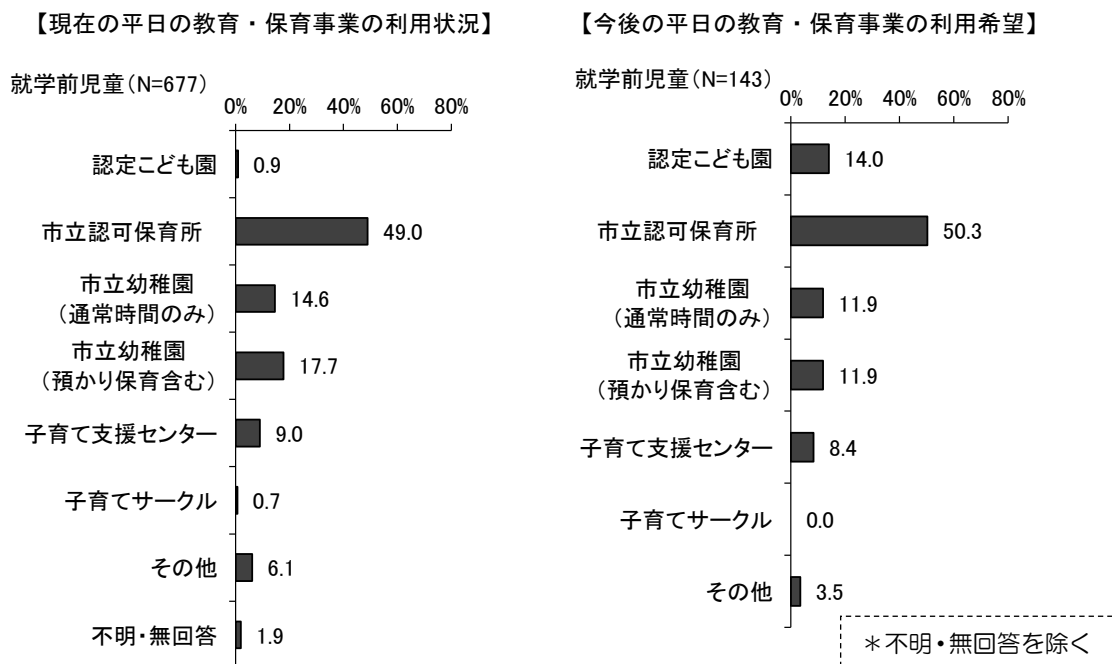
※（ ）内は、配布・回収した世帯数

(2) 結果概要

① 保育所や認定こども園等を望むニーズについて

「認定こども園」については、現在の利用が0.9%で、今後の利用意向が14.0%となっており、他の施設・支援よりもニーズとして多くなっています。

■現在の平日の教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望（就学前児童）

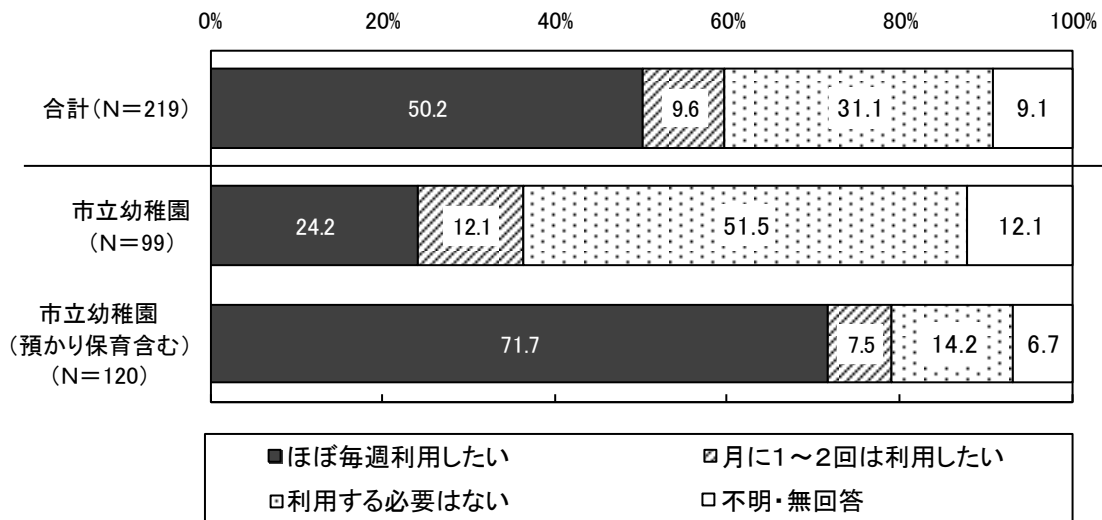


②長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

幼稚園の利用者において、長期休暇期間中の「ほぼ毎週利用したい」が5割程度となっており、幼稚園の預かり保育を含む層においては7割を超えています。

■春・夏・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

※幼稚園を利用している方のみ

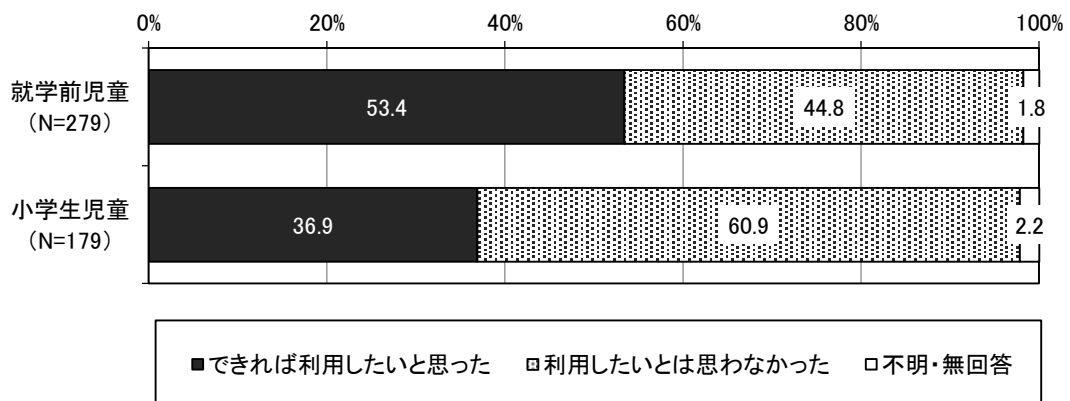


③病児・病後児保育事業の利用意向について

病児・病後児保育事業を「できれば利用したいと思った」が、就学前児童で5割以上、小学生児童で3割以上となっています。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望（就学前児童、小学生児童）

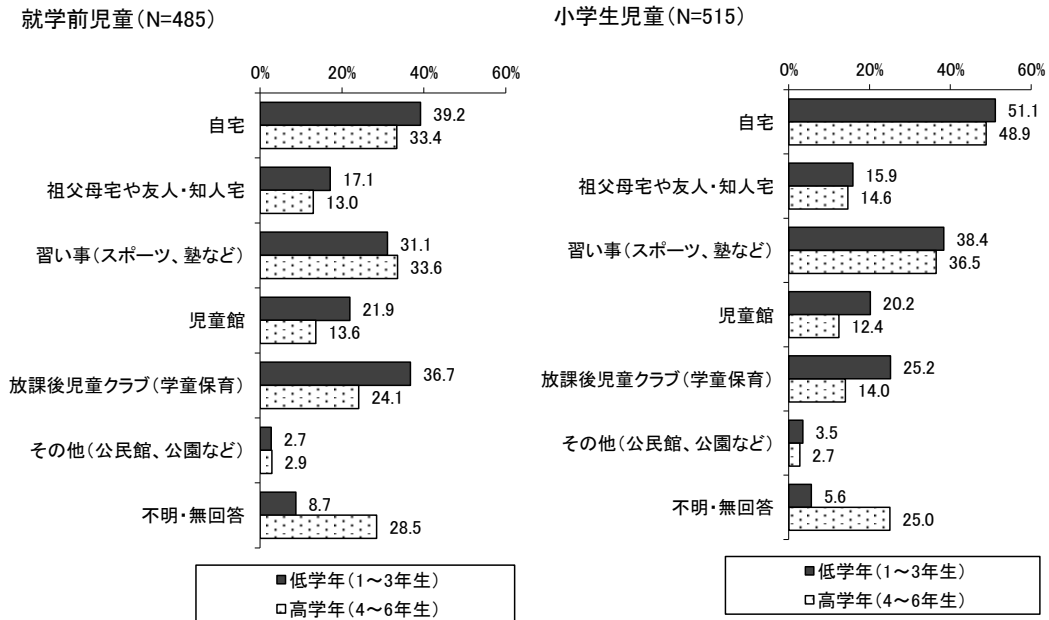
※「(就労している)母親、または、父親が仕事を休んで見た」を選んだ方のみ



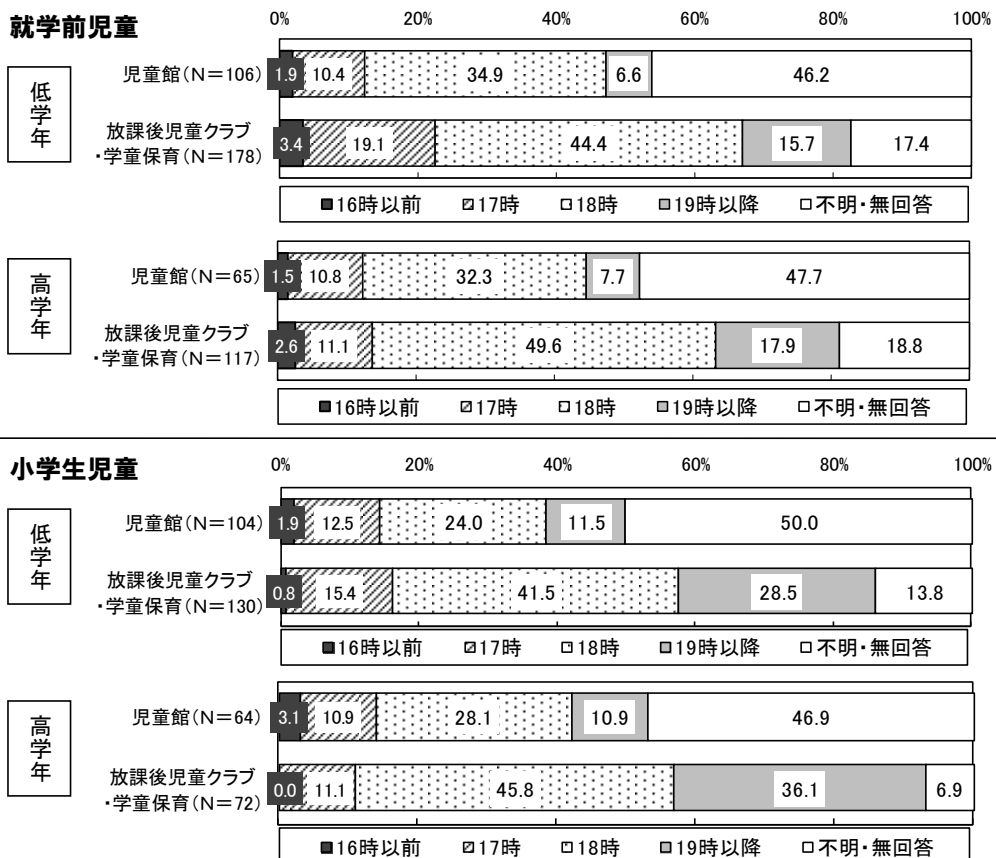
④放課後の過ごし方（放課後児童クラブ、児童館の利用等）について

放課後児童クラブ（学童保育）、児童館への回答が1～3割程度となっています。また、児童館と放課後児童クラブを望まれる方で、預け時間の希望において差が見られます。

■放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童、小学生児童）



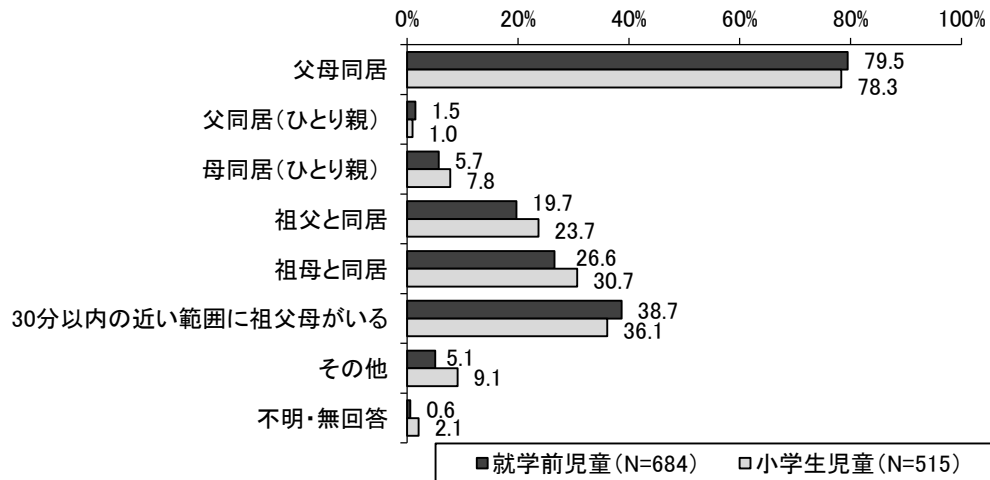
■平日の児童館、放課後児童クラブの利用希望時間（就学前児童、小学生児童）



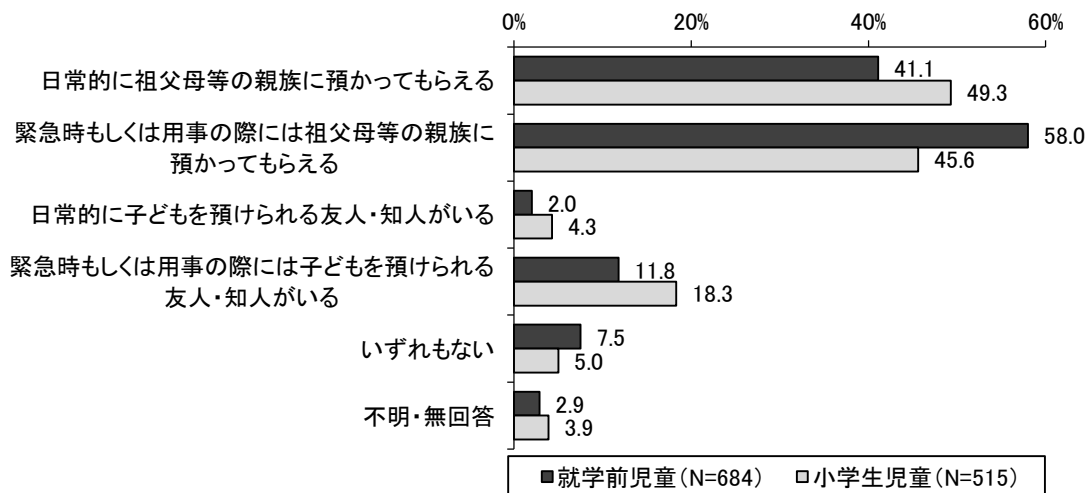
⑤家庭環境や支援が必要な方について

家族の環境では「ひとり親（父同居、母同居）」が1.0%～7.8%、日頃、子どもを預かってもらえる親族・友人の有無では「いずれもない」が5.0～7.5%、気軽に相談できる場所・人の有無では「いない（ない）」3.3%～3.4%となっています。

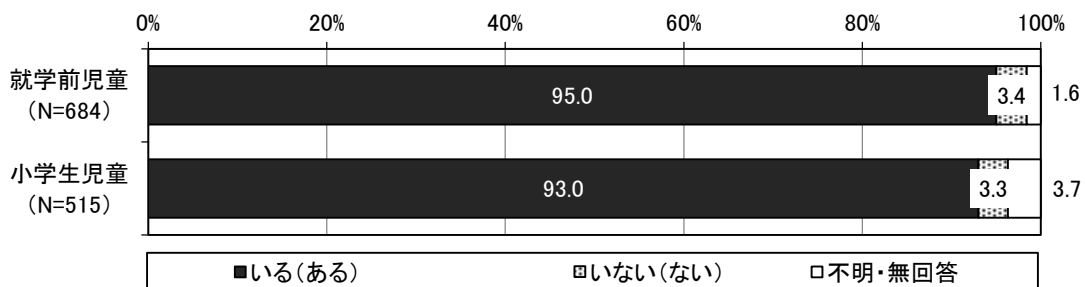
■家族の環境（就学前児童、小学生児童）



■日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無（就学前児童、小学生児童）



■子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（就学前児童、小学生児童）



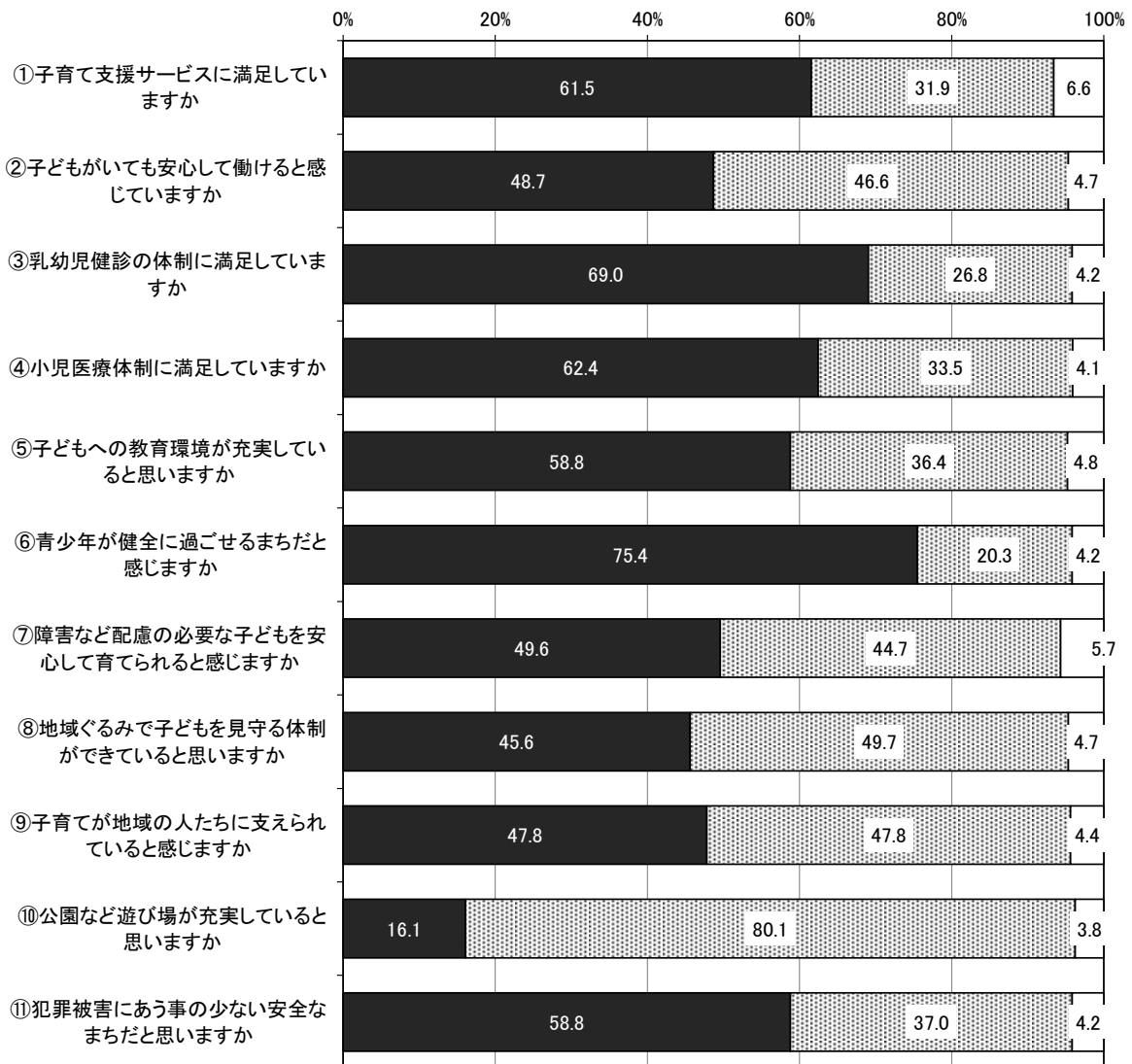
⑥充実感、満足感について

就学前児童の市における各分野について、感じる事《満足感や充実感等の比較》をみると、「③乳幼児健診の体制」「⑥青少年が健全に過ごせるまち」については6割以上が満足している反面、「⑩公園など遊び場が充実」については満足感が少なくなっています。

また、就学前児童の子育て全般について、回答者の気持ちに近いと思うもの《子育ての充実感や孤立感等の比較》についてみると、大半は、子どもとの時間を過ごし、孤独感や孤立感を感じず、子育てと仕事との両立はできているという状況がある一方、保護者自身の自由な時間がなく、子育てにおける心身の疲れを感じ、子どもの発達やしつけの面で心配を感じている状況もうかがえます。

■市における各分野について、感じる事《満足感や充実感等の比較》（就学前児童）

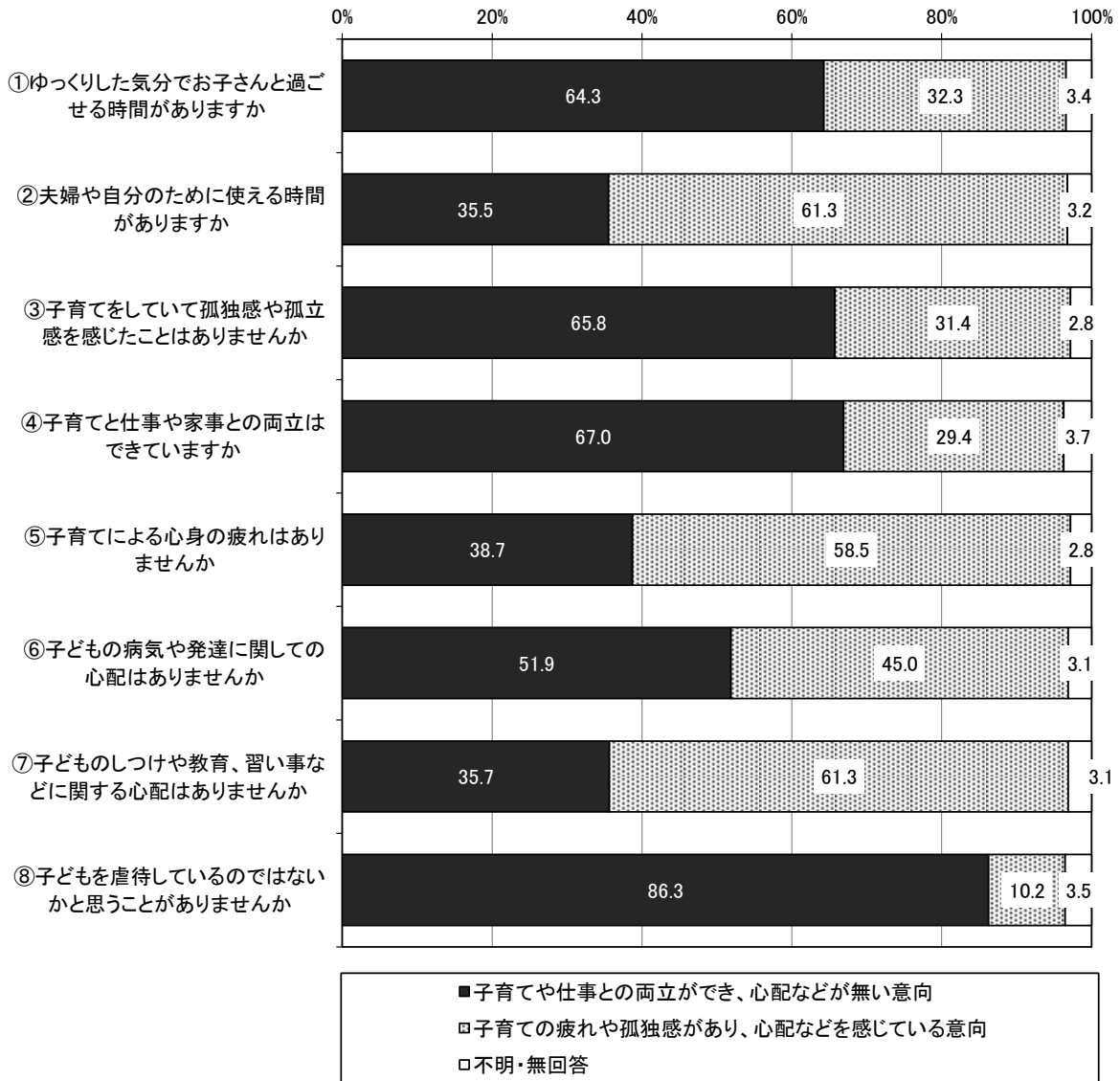
就学前児童(N=684)



■満足感や充実感を感じる意向(「そう思う+まあまあそう思う」)
 □満足感や充実感を感じていない意向(「あまりそうは思わない+そう思わない」)
 ○不明・無回答

■子育て全般について、回答者の気持ちに近いと思うもの《子育ての充実感や孤立感等の比較》
(就学前児童)

就学前児童(N=684)



※子育てや仕事との両立ができ、心配などが無い意向

- ・ ①②④の「ある(できている)」 + 「まあまあある(まあまあできている)」の合計の割合
- ・ ③⑤⑥⑦⑧の「ない」 + 「あまりない」の合計の割合

※子育ての疲れや孤独感があり、心配などを感じている意向

- ・ ①②④の「ない(できていない)」 + 「あまりない(あまりできていない)」の合計の割合
- ・ ③⑤⑥⑦⑧の「ある」 + 「まあまあある」の合計の割合

3 阿波市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価

■次世代育成支援行動計画（後期）の状況

事業名	事業概要・現況	備考
1) 乳幼児等医療費助成事業	乳幼児に係る医療費の一部を保護者に助成 ・H21年11月より対象児童を小学6年生まで拡充	所得制限を撤廃し、常に先進的に制度拡充に取り組んできた
2) 児童手当支給事業	各対象に応じて、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給	経済的負担を軽減、子育て家庭の安定に努めている
3) 出産祝金支給事業	新生児に対し出産祝い金を支給	市単独で実施 第1子 30,000円 第2子 50,000円 第3子 100,000円 第4子以降 200,000円
4) ファミリー・サポート・センター事業	会員制での育児に関する相互援助活動 ・H22年度設置準備 ・H23年～公益財団法人に委託し援助活動を実施	会員数、活動件数は年々増加 ・H23年度 会員計 220人 " 活動件数 98 ・H24年度 会員計 262人 " 活動件数 566
5) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	乳幼児や保護者等が相互の交流を行う場所を開設・提供し相談、情報提供、その他援助を実施 ・さくらんぼルーム（市場町） ・わんぱく広場（土成町）	さくらんぼルームは旧日開谷幼稚園を改修して利用。NPO 団体や自然とのふれあい、遊び、交流が行われている
6) 保育事業	・現在、市立保育所が10か所 (うち指定管理1か所) ・約700名の児童が利用 ・一時預かり・延長保育・早朝保育 ・土曜保育（公営は午前中） (民営は午後保育あり)	阿波市内に、幼保連携施設3か所で共用開始予定（H27年4月）
	・保育所指定管理者導入 平成25年4月から、阿波市立久勝保育所の管理・運営に指定管理者制度を導入により、保育サービスの向上、拡充を図る	民間活力の導入を積極的に推進するため、市内の保育所1か所にモデル施設として導入した

事業名	事業概要・現況	備考
7) 保育の質の向上(プログラム)事業	<p>幼保一体化職員研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年 視察研修会(松山市) ・H25年 認定こども園視察(美馬市) ・H26年 // (岡山県真庭市) 	教育・保育等の総合的な提供を推進すべく、意識改革の一環として取り組んでいる
8) 保育施設整備事業	<p>幼保連携施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡地区幼保連携施設整備事業 ⇒H26年度開所 ・一条地区幼保連携施設整備事業 ⇒H27年度開所予定 	保育所の統廃合による施設整備、また、教育・保育等の総合的な支援を提供する施設を整備
9) 子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ(6か所)実施 ・トワイライトステイ(5か所)実施 	利用は少ないが一定期間の養育・保護等にとって必要な事業
10) 幼稚園での預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現在9か所で実施 	H21年度からH24年度にかけて利用は年々増加
11) 放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ(学童保育) 7か所にておおむね小6まで対象 ・児童館 3か所にて18歳までの児童対象 	学童保育と児童館との連携、調整が課題
12) 母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ・パパママ教室 ・乳幼児健診事業 ・生活習慣病予防対策事業 	子育て家庭の孤立化防止、正しい知識の普及、情報提供、疾病予防など、子育て支援、健康づくりの面からサポート
13) ひとり親家庭等自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の就業支援事業 ・母子生活支援施設入所事業 ・ひとり親家庭入学祝金支給事業 ・交通遺児手当支給事業 	ひとり親家庭入学祝金支給事業、交通遺児手当支給事業は市単独で実施
14) 子どもの安全確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシート購入補助金事業 ・防犯灯の整備 	子育て家庭の安全対策、通学路等の防犯対策として実施
15) 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校(英語)学力向上事業 	市単独で実施
16) 要保護児童対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室 ・要保護児童対策地域協議会 ・障害者自立支援協議会 	関係機関、関係団体と連携・調整し、様々な個別ケースに対応
17) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てハンドブック作成・配布 ・ハートフルハンドブック(DV対策自立支援事業) 	子育て等の支援やサービス等について情報提供・周知

※第2回子ども子育て会議資料より抜粋

■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業名	平成 20 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】	【現状】
1) 平日日中の保育サービス			
3 歳未満児 認可保育所（人）	309	312	348 ※H24 年 3 月 310 ※H25 年 5 月
3 歳以上 認可保育所（人）	384	333	337 ※H24 年 3 月 291 ※H25 年 5 月
2) 延長保育事業			
実施か所数（か所）	11	10	11
利用者数（人）	23	30	1,088 ※H24 年度延べ
3) 夜間保育事業			
実施か所数（か所）	0	1	—
利用者数（人）	0	10	—
4) トワイライトステイ事業			
実施か所数（か所）	1	5	5
利用者数（人）	1	3	7 ※H23 年度延べ 3 ※H24 年度延べ
5) 休日保育事業			
実施か所数（か所）	0	1	1
利用者数（人）	0	20	0
6) 病児・病後児保育事業			
実施か所数（か所）	0	0	※検討中
利用者数（人）	0	0	※検討中
7) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）			
実施か所数（か所）	7	7	7
利用者数（人）	259	259	342
8) 一時預かり事業			
実施か所数（か所）	11	10	1
9) 地域子育て支援拠点事業			
実施か所数（か所）	2	2	2
10) ファミリー・サポート・センター事業			
実施か所数（か所）	0	1	1
11) ショートステイ事業			
実施か所数（か所）	1	6	6

※8) 一時預かりの現状値 1 か所は、交付金対象のか所数を掲載している

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1)現状と課題

①教育・保育機能・施設の充実

推計値では、今後、0歳～11歳児童数は減少傾向となっている一方で、認定こども園や保育所に対するニーズは増加傾向となっています。今後こうしたニーズに対応するため、教育・保育機能を併せ持つ施設整備、民間活力の導入、教育・保育分野の連携（質の向上）等を検討・推進し、教育・保育の体制を充実していくことが必要となっています。

②保育の拡充・見直しについて

本市は地理的な背景もあり、場所によっては、サービス・支援の利便性が悪かったり、身近な生活圏域に必要な施設や支援が少ない状況もうかがえます。また、現在、市で実施していない病児・病後児保育事業や長期休暇期間中の預かり保育等もあるため、今後、保育の支援の拡充・見直しを行い、発達段階に応じた切れ目のない支援体制を構築していくことが必要となっています。

③施設・支援等の運営の一本化

本市は旧4町が合併し誕生しましたが、合併後、各旧町の資源をそのまま受け継いできた経緯もあり、各地域の施設や支援に違いが生じています。特に、市場町には児童館、その他の地域には放課後児童クラブ（学童保育）が、それぞれ運営されている状況で、今後、こうした状況を一本化するなどの調整が必要となっています。

④支援が必要な方への取り組み、経済的な支援の見直し等

ニーズ調査からは、少数ではあるものの、「ひとり親家庭」や「日常的に親族・友人等に子どもを預かってもらえない方」「相談する場所・人がいない方」などがうかがえます。また、自由回答の意見でも、発達障害や障がい児に対する理解を求める意見もあがっており、こうした中で、本当に支援が必要な人に、必要な支援・取組みが行き届くように努めていくことが重要となっています。

また、経済的な支援については、子育て家庭の経済的な負担軽減などの目的・基準に則り、支援が必要な人に効果的に行き届くよう、社会の状況等をふまえながら、支援の内容やあり方については、必要に応じて見直すことが重要です。

⑤その他の支援について

本計画の策定においては、教育・保育等の施設や支援の充実以外にも、食育、地産地消、要保護児童への対応、公園など遊び場の確保、防災・防犯体制の構築など、子どもにとって何が大きいかを追求し、必要な取組みを推進していくことが重要です。

(2) 今後の方向性

これまでの子育て支援〔阿波市次世代育成支援行動計画（後期計画）〕の項目や、前述した市の現状や課題等をふまえ、本計画における重要施策（メインプラン）は、以下の通りとします。

阿波市次世代育成支援行動計画 （後期計画・項目）

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 子どもの安全の確保
- 7 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

整合・整理

現状と課題

- ①教育・保育機能・施設の充実
- ②保育の拡充・見直しについて
- ③施設・支援等の運営の一本化
- ④支援が必要な方への取り組み、経済的な支援の見直し等
- ⑤その他の支援について

子ども・子育て支援事業計画重要施策

（メインプラン）

- 1 保育サービスの向上
 - ・ 幼保連携型認定こども園開設
 - ・ 民間活力導入の活用
 - ・ 幼稚園の預かり保育の見直し
 - ・ 地域型保育の充実
- 2 子育て支援事業等の施設整備
 - ・ 幼保連携型認定こども園施設整備
 - ・ 放課後児童健全育成事業の施設整備
 - ・ 地域子育て総合支援拠点施設整備
 - ・ 児童発達支援センター施設整備（誘致）
- 3 子育て支援と仕事の両立支援の推進
 - ・ 病児・病後児保育事業の実施
 - ・ 放課後児童クラブ（学童保育）及び児童館運営の一本化
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 4 子育て支援サービスの拡充等経済的支援
 - ・ 乳幼児等医療費助成事業の充実
 - ・ 出産祝い金支給事業の見直し
 - ・ ひとり親家庭等入学祝金支給事業等の見直し
- 5 保育・教育環境の整備
 - ・ 地産地消の食育推進
 - ・ 保育の質の向上
- 6 家庭・地域の子育て力の充実
 - ・ 児童発達支援の強化
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の促進
 - ・ 要保護児童対策事業の充実
 - ・ その他（防犯、防災等）

第3章 計画の基本理念と基本的な視点

1 計画の基本理念

保護者の庇護のもとに育った子どもは、多くの愛情を受けつつ、家庭から地域という社会へと関わりを深めていく中で、やがて次代の親へと成長していきます。しかしながら、少子化や核家族化、また、就労環境等がめまぐるしく変化する現代社会においては、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。

そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所、幼稚園などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが切望されます。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、また、これから子どもを生み育てる次代の親たちが、子育ての意義についての理解を深めることによって、子育てに対する喜びを実感することができるように地域全体で子育て支援を推進していかなければなりません。

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においては、本計画の前身にあたる「阿波市次世代育成支援行動計画」において、後期計画では、子どもが健やかで元気に成長できるよう、家庭や地域、学校等が子どもに何が必要かを考え、子どもの権利が尊重される新しい子育て支援社会の実現を基本理念として掲げました。

この流れを継承し、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。



阿波っ子が 元気いっぱい

笑顔でそだつ まちづくり



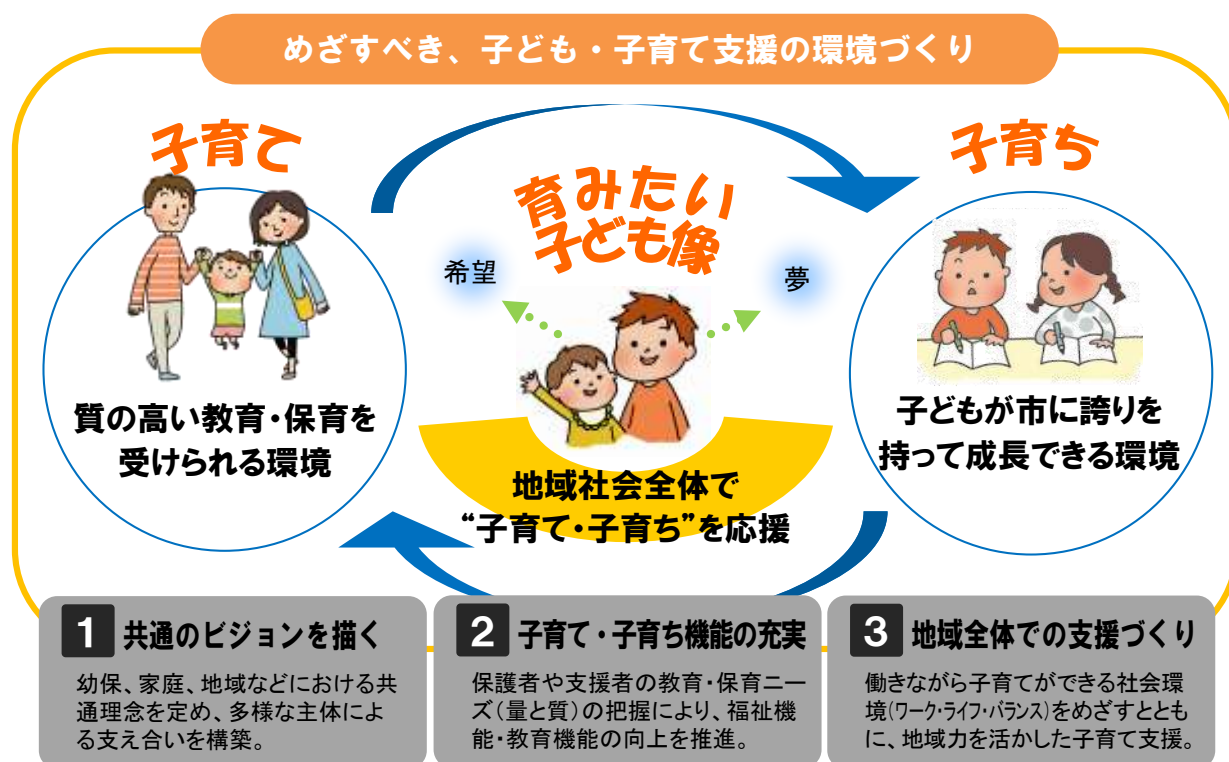
2 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとすれば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

そのため、本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、すべての子どもの成長にかかわる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長に合わせて、広がっていく計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、育みたい子ども像を実現し、本市に住むすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこ
とをいいます。

■子ども・子育て関連 3 法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
※認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体（市町村による計画策定、給付・事業の実施）
5. 社会全体による費用負担（消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保）
6. 政府の推進体制（政府の推進体制を整備）
7. 子ども・子育て会議の設置
8. 施行時期（新制度は、平成 27 年 4 月から本格施行）。

《認定こども園》とは・・・

これまで小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所の 2 つを多く利用されてきました。
新制度では、これらの幼稚園と保育所に加え、両方の良さを併せ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。

■認定こども園



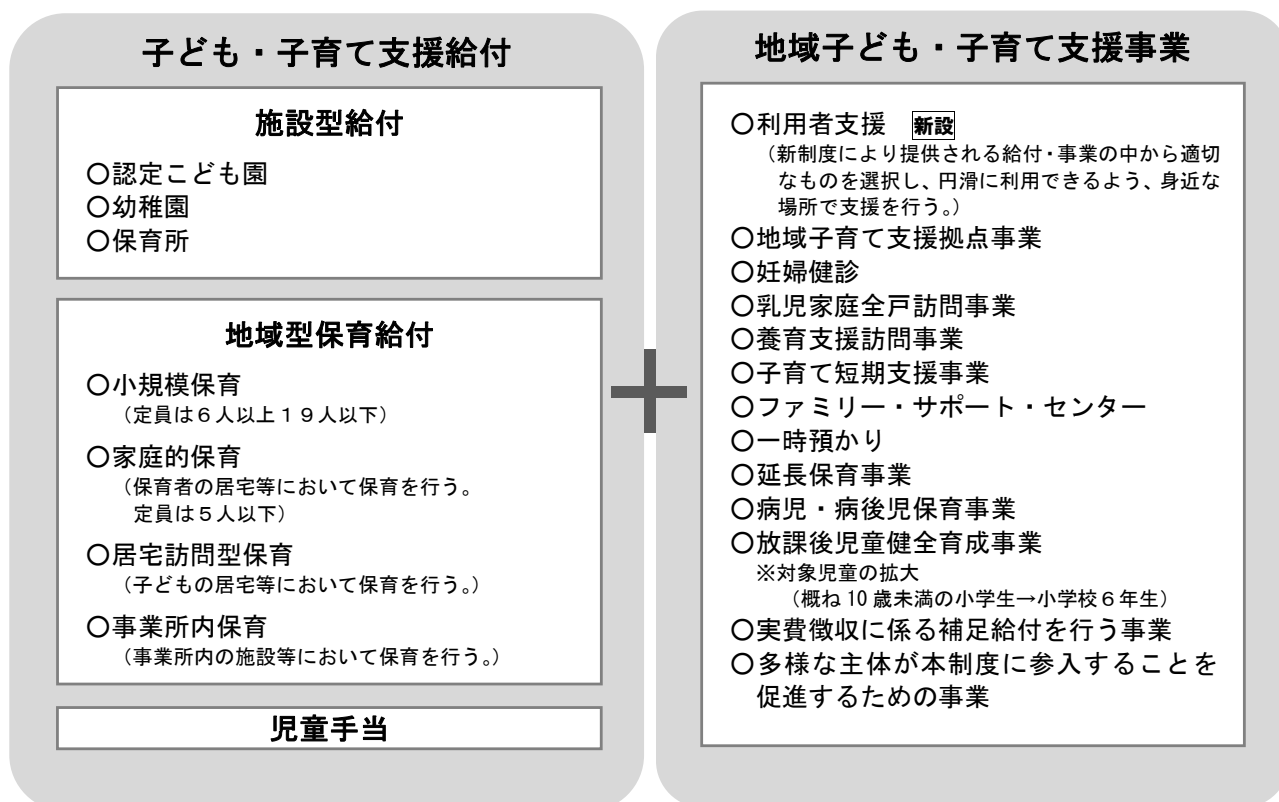
教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成 18 年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図って行きます。

(1)新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

■新制度の「給付」と「事業」の全体像



《子ども・子育て支援給付》とは・・・

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。また、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

施設型給付・・・認定こども園、幼稚園、保育所を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

地域型保育給付・・・市町村が運営(委託)する「地域型保育事業(小規模保育や家庭的保育等)」を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

《地域子ども・子育て支援事業》とは・・・

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

(2) 保育認定について(保育の必要性の認定について)

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障害の有無等による優先利用）に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は以下の3つの区分となります（認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます）。

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **主な利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **主な利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **主な利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育

○すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために

○すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために

「子ども・子育て支援新制度」 がスタートします

4 施策体系

基本理念 「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」

重要施策（メインプラン）

プラン1 保育サービスの向上

- (1) 幼保連携型認定こども園開設
- (2) 民間活力導入の活用
- (3) 幼稚園の預かり保育の見直し
- (4) 地域型保育の充実

プラン2 子育て支援事業等の施設整備

- (1) 幼保連携型認定こども園施設整備
- (2) 放課後児童健全育成事業の施設整備
- (3) 地域子育て総合支援拠点施設整備
- (4) 児童発達支援センター施設整備（誘致）

プラン3 子育て支援と仕事の両立支援の推進

- (1) 病児・病後児保育事業の実施
- (2) 放課後児童クラブ（学童保育）及び児童館運営の一本化
- (3) ファミリー・サポート・センター事業の充実

プラン4 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

- (1) 乳幼児等医療費助成事業の充実
- (2) 出産祝い金支給事業の見直し
- (3) ひとり親家庭等入学祝い金支給事業等の見直し

プラン5 保育・教育環境の整備

- (1) 地産地消の食育推進
- (2) 保育の質の向上

プラン6 家庭・地域の子育て力の充実

- (1) 児童発達支援の強化
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の促進
- (3) 要保護児童対策事業の充実
- (4) その他（防犯、防災等）

【子ども・子育て支援事業計画】

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

【その他の子育て支援の具体的な取り組み】

- 1 地域における子育ての支援
- (1) 子育て家庭への支援
 - (2) 結婚・妊娠・出産に対する支援

- 4 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (1) 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進等

- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進
- (1) 子どもや母親の健康の確保

- 5 子どもの安全の確保
- (1) 子どもを交通事故や犯罪、自然災害などの被害から守るための活動の推進

- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (1) 就労意識の啓発、情報発信
 - (2) 安全等に配慮した教育環境の整備
 - (3) 子ども生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備
 - (4) 家庭や地域の教育力の向上

- 6 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進
- (1) 要保護児童への対応
 - (2) 特別な支援を必要とする子どもの支援の充実
 - (3) ひとり親家庭等の自立支援

第4章 重要施策(メインプラン)

1 保育サービスの向上



(1) 幼保連携型認定こども園開設

【現状】

新制度では、子ども・子育て関連3法により、認定こども園制度の改善が推進され、保育所・幼稚園の両方の良さを併せ持つ、認定こども園の普及を図っています。現在、本市には認定こども園はありませんが、幼保連携型認定こども園の整備に取り組んでいます。

【課題】

就学前の子どもに対する教育・保育の多様なニーズに対応していくうえで、子育て支援を総合的に提供できる機能を備える幼保連携型認定こども園の整備・開設が求められています。

また、現在、本市にある保育所、幼稚園の施設については、老朽化が進んでおり、子どもたちが安心して過ごせる環境整備が急務となっています。

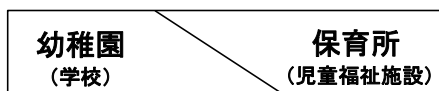
【今後の方向性】

平成27年度より、八幡地区幼保連携施設、一条地区幼保連携施設、土成中央幼保一体化施設を幼保連携型認定こども園として整備・開設することにより、より一層、子育てしやすいまちづくりを推進します。また、「認定こども園」の開設にあたっては、就学前児童や保護者への「切れ目のない子育て支援」の拠点として、有効活用を図っていきます。

■ 認定こども園法の改正について

幼保連携型認定こども園について

【現行制度】



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

【改正後】



- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）

○ 財政措置は、共通の「施設型給付」で一本化

※ 幼稚園から移行する場合は、幼稚園の名称を使用可能

教育基本法上の「法律に定める学校」（第6条）

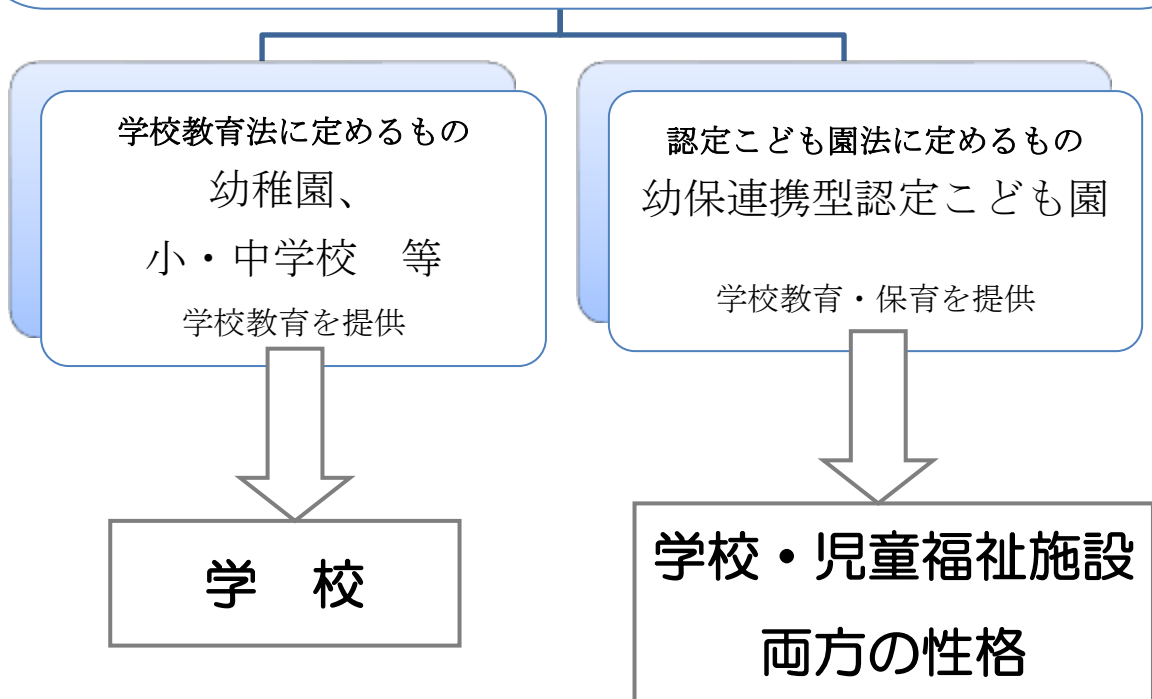
- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受けるものの心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一
(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。

(以下略)



《久勝保育所》



(2) 民間活力導入の活用

【現状】

多様化する市民ニーズに対応し効果的・効率的に施設運営等を行うため、平成 25 年 4 月より保育所指定管理者制度を導入し、久勝保育所において指定管理者による運営・管理を実施しています。

☆久勝保育所の指定管理の概要

- (1) 指定管理期間 平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 までの 5 年間
- (2) 保育料の収受に関する事 保育料は市の基準額（保育所保育の実施に関する条例施行規則）を市が徴収します。

☆指定管理者が行う業務内容

項目	指定管理者の業務	市（公）の業務
(1) 早朝保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日（月～金） 7：00～ （土） 7：30～ ・ 利用料 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日（月～土） 7：30～ ・ 利用料 無料
(2) 延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日 12：15～17：30 ・ 利用料 1日（回）@800 ・ 給食・おやつ 有り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日 12：15 まで ・ 軽食
(3) 乳児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後 6ヶ月から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後 8ヶ月から
(4) 休日保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝祭日 8：30～17：30 ・ 利用料 1日（回）@2500 ・ 給食・おやつ 無（持参） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無

【課題】

今回、保育所の指定管理者による管理・運営は、市内で初めての民間活力導入の活用です。その効果を、保護者によるアンケートやモニタリング等により意見を収集し、PDCA サイクル方式で、管理・運営等を評価する必要があります。

【今後の方向性】

久勝保育所については、保護者のニーズや意見が運営の改善等につながるよう、市や施設が連携し、意見を収集していきます。

また、行政と民間が適切な役割分担のもと、効率性や専門性、行政責任の確保をふまえながら、さらなる民間活力の導入を進めることは、サービスの向上・維持の面でも重要となっています。そのため、今後も市が管理・運営する他の施設等についても、指定管理者制度導入や民間移管等も検討していきます。

(3) 幼稚園の預かり保育の見直し

【現状】

幼稚園の預かり保育は、教育課程に係る教育時間の終了後、地域の実態や保護者の希望に応じて、午後からの保育や夏休み等の長期休暇中も保育を実施するサービスです。現在、市の幼稚園 9 園すべてで預かり保育は実施しています。

■市立幼稚園の概要

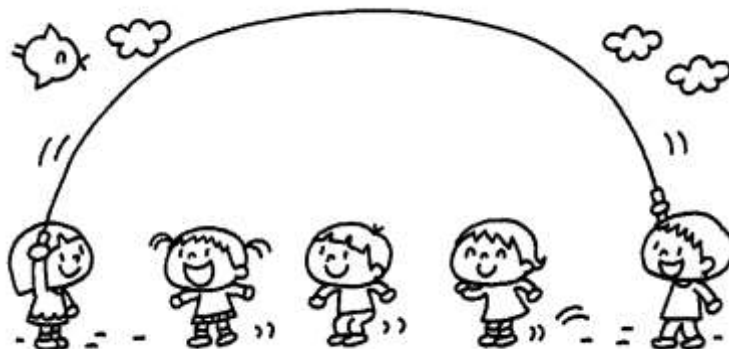
幼稚園名	保育時間	預かり保育時間
一条幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
柿原幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
土成中央幼稚園	8時 30 分～13 時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
八幡幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
市場幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
大俣幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
久勝幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
伊沢幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】
林幼稚園	8時～12時まで	原則 17 時まで【就労証明書有 18 時まで】

【課題】

土曜日における対応が実施されていないのが、今後の課題です。

【今後の方向性】

幼保連携施設の導入にともない、幼稚園の預かり保育の充実を図っていきます。



(4) 地域型保育の充実

【現状】

地域型保育事業とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、様々な場所で展開される事業のことで、認可保育所とは法令上の位置付けが異なります。その種類は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があり、これらを市町村が認可することにより、利用者が選択し、利用できる仕組みとなります。

■地域型保育の種類と概要

	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
形態	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
規模	少人数 ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6～19人まで	1対1が基本	様々（数人～数十人程度）
場所	家庭的保育者の居宅その他	多様なスペース	利用する保護者・子どもの居宅	事業所その他様々なスペース

■地域型保育事業の位置づけ



【課題】

現在、市には地域型保育事業（その実施主体）はありません。

【今後の方向性】

民間活力も活用しながら、将来的に地域型保育事業が実施できるよう、今後実施主体の確保・調整に努めます。

2 子育て支援事業等の施設整備

(1) 幼保連携型認定こども園施設整備

【現状】

本市では公立保育所が10か所（平成27年4月9か所）、公立幼稚園が9か所あり、それぞれ幼児教育や保育等を実施しています。現在、認定こども園の設置はありませんが、町村合併以前に整備されていた土成中央幼保一体化施設と、また、平成23年度より1小学校区に2か所ある保育所の統廃合にあわせて、幼保連携施設を八幡地区・一条地区の2か所で整備しています。

【課題】

今後、幼保連携型認定こども園の整備により、市内に幼保連携型認定こども園、保育所（うち1か所は指定管理）、幼稚園とあわせて3種類の施設が存在することとなり、各施設の運営方針、支援のあり方が各施設で異なるため、関係機関・関係施設との連携や調整、情報の共有等を今後計画的に進めることが必要です。また、地域において、施設・支援の種類・数に違いが生じるため、必要に応じて公平性をもった整備等の検討が必要となります。

【今後の方向性】

平成27年度より認定こども園として位置づける3か所の幼保連携施設と、6保育所、6幼稚園が、今後、子どもの教育・保育の場として、また、保護者のニーズに対応できる保育運営に取り組むための、年次的な「保育所・幼稚園整備計画」を策定し、今後、区域設定や指定管理、民間移管等を含め、その方向性を検討していきます。

《八幡幼保連携施設 平成25年度整備》



(2)放課後児童健全育成事業の施設整備

《放課後児童クラブ施設整備》

【現状】

放課後児童クラブ施設は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し適切な遊び及び生活の場を与え、当該児童の健全な育成を図ることを目的とする事業を行う施設です。

平成25年12月25日の社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書に、【従うべき基準】従事する者、員数、【参酌すべき基準】児童の集団の規模、施設・設備などが記載されています。その中で、施設・設備の参酌すべき基準については、「専用室・専用スペース、静養スペース等を設けることが適当」と記載されています。

また、「児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい」との記載もあります。

※放課後児童クラブ（学童保育）及び児童館の概要は 3 子育て支援と仕事の両立支援の推進（2）放課後児童クラブと児童館運営の一本化に掲載

【課題】

施設・設備の参酌基準「専用室・専用スペース、静養スペース」や「高学年の受け入れ」について、現在の市内の放課後児童クラブや児童館では対応できるスペース等が無い場合、基本的な水準到達に向けた検討・調整が必要となっています。

【今後の方向性】

今後、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の制定により、各施設の整備を検討します。

整備計画については、放課後児童クラブ（学童保育）及び児童館の運営一本化とあわせて調整・検討を進めます。



(3)地域子育て総合支援拠点施設整備

【現状】

地域の子育て支援の総合的な拠点施設として、子どもや保護者たちが自由に集い過ごすための総合的な施設が整備されておりません。

【課題】

すべての子どもや保護者たちが自由に、遊び、集い、安全・安心に過ごすことができるための空間づくりとして、地域子育て総合支援拠点施設の整備が必要となっています。

【今後の方向性】

施設の内容等については、今後、関係機関や関係団体とも連携し進めていきます。また、施設整備については、市の施設を有効利用しながら取り組みます。



(4)児童発達支援センター施設整備(誘致)

【現状】

現在、発達支援が必要とされる児童は、年々増加する傾向にあります。また、現状では市内に発達支援関連の施設がなく、広域的にも不足している状況です。

【課題】

本市においても、発達支援を必要とする児童数が増加しており、子育て支援事業で障がいがある子どもが身近な地域でサービスが受けられるよう支援体制の整備が求められています。

【今後の方向性】

こうした障がい児支援の強化に努めるため、今後、国、県、関係機関や関係団体とも連携し、児童発達支援センター施設整備(誘致)を推進します。

3 子育て支援と仕事の両立支援の推進

(1) 病児・病後児保育事業の実施

【現状】

病児・病後児保育事業は、保護者が就労している等の状況で、乳幼児等が病気の際に自宅での保育が困難な場合について病院や保育所等で一時的に保育や緊急対応等を行うサービスです。現在のところ市内で実施はありませんが、病児・病後児保育事業検討部会での協議や医療機関とも連携・調整を図り、実施に向け取り組んでいます。

【課題】

ニーズ調査からも、「病児・病後児保育事業」を望む声が高まっています。

しかしながら、現状では地域医療の担い手となる医師不足（特に小児科医）や財源確保が困難となっており、事業実施の課題となっています。

【今後の方向性】

ニーズ調査では「医療併設型」の病児・病後児保育事業を望む意見が多く、医療機関とも調整・検討し、早期の実施をめざします。

(2) 放課後児童クラブ(学童保育)及び児童館運営の一本化

【現状】

現在、市では小学生児童が放課後に過ごすことができる取り組みとして、7か所の放課後児童クラブ(学童保育)と、3か所の児童館で運営しています。

■放課後児童クラブ・学童保育の概要(時間について、必要に応じ延長相談可)

クラブ名	通常開設時間	長期休暇中開設時間
一条放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
柿原放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
御所小放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
土成小放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
久勝学童保育久勝KID'S	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
伊沢学童保育伊沢KID'S	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
林学童保育会林KID'S	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで

■児童館の概要

クラブ名	開館時間
八幡児童館	平日 10 時～18 時まで 土曜 9 時～17 時まで 長期休暇中：平日 8 時 30 分～18 時
市場児童センター	
大俣児童館	

■放課後児童クラブ（学童保育）と児童館の違い

区分	放課後児童クラブ（学童保育）	児童館
お弁当・おやつ	有	無
料金	有	無
対象者	登録制（就労支援）	自由来館（18歳まで）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 放課後～18：30 ・土曜 8：00～18：30 （延長保育の希望相談可） ・長期休暇中 8：00～18：30 （早朝・延長保育希望相談可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 10：00～18：00 ・土曜 9：00～17：00 （市場児童センターのみ開館） ・長期休暇中 8：30～18：00

【課題】

放課後児童クラブ（学童保育）と児童館では、運営方法、内容などに差があり、地域によって差があることが課題となっています。

【今後の方向性】

平成 28 年 4 月を目処に、すべての施設において放課後児童クラブ（学童保育）への移行を進めます。

(3)ファミリー・サポート・センター事業の充実

【現状】

ファミリー・サポート・センター事業は、仕事と家庭の両立および地域の子育て支援機能強化の一環として、地域における就労者等の臨時的・一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で育児に関する相互援助活動を行うことを目的としています。

現況では、平成 23 年度から公益財団法人に委託（1 か所）し、事業を行っています。依頼会員、提供会員、活動件数ともに、年々増加している状況です。活動内容は保育所や幼稚園への送迎が多くなっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の概要

年度	依頼会員 (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)	合計	活動件数
平成 22 年度	77	28	8	113	
平成 23 年度	144	58	18	220	98
平成 24 年度	172	68	22	262	566
平成 25 年度	196	80	30	306	1,048

育児の応援を依頼したい人

～依頼会員～

- ◎ “阿波市に在住している” または
“同地域の事業所に勤務している人”
- ◎ 0 歳児から小 6 までの子どもの子育て
応援を受けたい人

【利用料金】

援助を受けた依頼会員が提供会員に直接
支払います。

月～金 7 : 00～21 : 00 ・ 1 時間 700 円
上記以外は・・・ 1 時間 800 円

育児を応援できる人

～提供会員～

- ◎ “阿波市に在住の人”
- ◎ “少しでも子育ての応援をしたい人”
(資格・経験・性別は問いません)
- ◎ 応援活動について、補償保険に加入し
ています。

【講習会】

提供会員は、センターの実施する講習会
に参加していただきます。

【課題】

事業の利用目的として、短時間利用事業として設置、また他の支援事業が困難な場合に
利用するものとしています。長時間利用時は、料金が高額になる場合があります。

【今後の方向性】

本来のファミリー・サポート・センター事業の利用目的としては、他の支援事業と組み
合わせて利用することにより、効果的な子育て支援をめざしています。

今後、他の支援機関や団体と連携し、必要に応じて取り組みの見直しを行い、会員の利
便性の向上を図ります。

4 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

(1) 乳幼児等医療費助成事業の充実

【現状】

乳幼児に係る医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保険の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めています。

本市では、“子育て支援の充実したまち”をめざし、この事業について、所得制限を撤廃し、充実に取り組んでいます。

変更時期	阿波市
平成 17 年 4 月（合併当時）	6 歳未満の入院および通院 所得制限なし
平成 18 年 10 月	9 歳未満の入院および通院 自己負担なし（市が負担）
平成 20 年 10 月	12 歳未満の入院および通院（制度適用率 99%）
平成 21 年 11 月	小学 6 年生卒業までの入院および通院

【課題】

現在のところ、助成対象者は小学 6 年生卒業までとなっていますが、ニーズ調査の自由回答では、助成対象者を中学生まで拡大することを望む意見もうかがえました。そのため、対象や助成内容については、今後、調整・検討が必要となっています。

また、ニーズ調査の自由回答では「予防接種等への経済的な支援」を望む意見が多くうかがえ、新たな経済的支援策の調整・検討も必要となっています。

【今後の方向性】

安心して子どもを生み育てるためには、経済的な安定が必要であり、今後も、子育て家庭に対する助成を通して、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。



(2) 出産祝い金支給事業の見直し

【現状】

出産祝い金支給事業は、新生児に対し出産祝い金を支給することにより、出産を祝福し、将来における健全な家族構成および阿波市の人口増加に伴う活性化を目的として、該当者に支給しています。

第1子 30,000円 第2子 50,000円 第3子 100,000円 第4子以降 200,000円

【課題】

出産祝い金支給事業については、本来の目的である出産を祝福し、将来における健全な家族構成および阿波市の人口増加に伴う活性化が果たせるよう、支給の方法や支給の時期などについて、今後検討が必要となっています。

【今後の方向性】

市の単独事業として、今後も出産に対する助成を継続して行っています。支給内容等については必要に応じ、変更・調整して行きます。

(3) ひとり親家庭等入学祝い金支給事業等の見直し

【現状】

《ひとり親家庭等入学祝い金支給事業》

ひとり親家庭等の児童の入学時の費用を軽減すること、あわせて児童の健全な育成を目的として、ひとり親家庭等の児童の小学校、中学校時の入学に際し、その養育者に祝い金を支給しています。(対象児童1人につき、年間10,000円)

《交通遺児手当支給事業》

父または母が交通事故により死亡した児童に係る交通遺児手当の支給に関し、必要な事項を定め、児童の健全な育成の助長と児童の福祉の増進を図っています。

(対象児童1人につき、年間10,000円)

【課題】

ひとり親家庭等の支援や社会的養護を推進する事業が継続して実施できるよう、支給内容の変更等の検討が課題となっています。

【今後の方向性】

他の経済的支援の状況と調整しつつ、市の単独事業として、今後も助成を継続して行っています。

5 保育・教育環境の整備

(1)地産地消の食育推進

【現状】

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食生活を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、乳幼児期は健診時や離乳食講習で、妊産婦についてはパパママクラスで栄養指導を実施しています。また、保育所・幼稚園、小学校では収穫体験や地域の産物・郷土料理を取り入れた給食の実施等を行い、地産地消による食育を推進しています。

学校においては、文部科学省の「スーパー食育スクール事業」を活用するなど、食育を通じた学力の向上や健康増進、食文化理解を図るとともに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組みを進めています。

【課題】

給食や行事、授業における啓発が中心となっており、あらゆる機会を通じて「食」についての理解を深める学習に努める必要があります。

【今後の方向性】

今後も、保育所給食や幼稚園、小・中学校の学校給食等と各関係団体、また、地域の農家の方々とも連携しながら、地産地消による食育が、さらに深まるよう努めていきます。

また、乳幼児期の健診時や離乳食講習会等での栄養指導など、専門的な知識の習得ができる機会の充実を図ります。



(2) 保育の質の向上

【現状】

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保一体化職員研修事業を実施し、幼保一体化事業や各種取り組みの先進地での視察研修を通じて、保育の質の向上に努めています。

【課題】

近年のニーズの増加、多様化により、保育士の確保や現場スタッフの対応が、ますます困難な状況となっています。

【今後の方向性】

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、保育サービスの拡充に対応しつつ、保育の質の向上を図ります。

6 家庭・地域の子育て力の充実

(1) 児童発達支援の強化

【現状】

児童福祉法第二条、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされています。

現在、本市では、児童とその保護者、また、その世帯に対し多種多様な子育て支援事業を展開し、児童の健全育成に向けた取り組みを推進しています。

しかしながら、現状では、発達支援が必要な幼児・児童・生徒への市の窓口・対応が複数部局に渡っており、そのため、支援体制の一体化等の充実を図ることが求められています。

【課題】

保育士、幼稚園教諭等においては、発達障害に対する知識を深め、早期発見・早期支援を行うことにより、幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージ（発達段階）に応じた適切な支援が受けられる体制づくりが課題となっています。

【今後の方向性】

今後、各個別計画の一本化により、相談窓口等の支援体制の整備に努め、「ひとりのためにつながるネットワークづくり」をめざします。

そのためには、関係部局との検討、調整、協議を図り、国や県との連携等を進め、本市において児童発達支援の強化及び窓口の一元化等を、子育て支援の重要施策の一つに位置付け取り組みを図ります。

(2)地域子ども・子育て支援事業の促進

【現状】

子ども・子育て支援法に基づく、新しい制度変更にともない、地域子育て支援拠点事業や妊婦健診等の子育て支援事業は「地域子ども・子育て支援事業」の枠組みで実施することとなります。

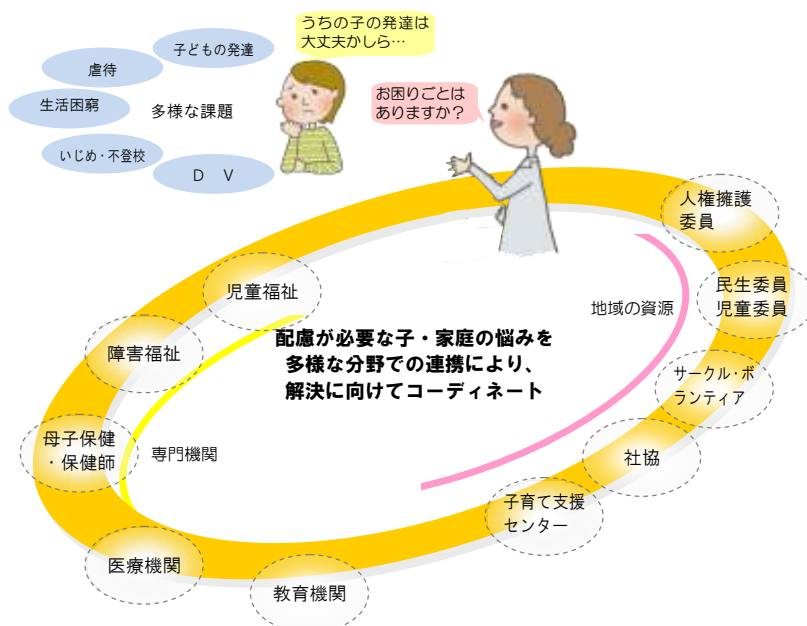
【課題】

今回の制度で新設される利用者支援や実費徴収に関わる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業など、新規の事業に関する対応、新たな体制づくりが必要となっています。

【今後の方向性】

これまで継続・実施してきた子育て支援事業を地域子ども・子育て支援事業として継続するとともに、新規の事業に関しては、関係機関等とも連携し、実施に向け検討・調整を図ります。

■利用者支援事業（コーディネート機能の充実）のイメージ



(3) 要保護児童対策事業の充実

【現状】

本市では、要保護児童への対策として、家庭児童相談やひとり親家庭相談について、家庭相談員や母子・父子自立支援員が悩みや相談などをうかがい、問題解決の支援を行う家庭児童相談室に取り組んでいます。また、要保護児童への適切な保護・対応を図ることを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の共有・交換、および個別ケース検討会議等の開催等により、支援の内容に関する協議・対応に努めています。

【課題】

核家族の増加や地域連携の希薄化等にともない、要保護児童への対策の重要性は、今後とも増加していくものと推測されます。そのため、さらなる要保護児童対策事業の充実が求められます。

【今後の方向性】

今後も、家庭児童相談室や要保護児童対策地域協議会での取り組みを通じて、適切な対応が図れるよう、要保護児童対策事業を推進していきます。

■オレンジリボンマーク



「児童虐待防止シンボルマーク」

オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

(4)防犯、防災における対応等

【現状】

防犯の取り組みについては、子どもの安全の確保や犯罪の防止を目的として、地域でのボランティア等を活用したスクールガードによる登下校時の巡回、警察への安心メールの登録、子ども110番の家の設置など、地域団体、各学校、警察、関係機関等との連携を図り、犯罪の抑止や早期発見、迅速な対応に努めています。

防災については、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震などの災害に備え、市内の保育所や幼稚園、学校等での避難訓練や地元消防団や少年少女消防隊の活動を通じて、日頃からの防災意識の向上に努めています。

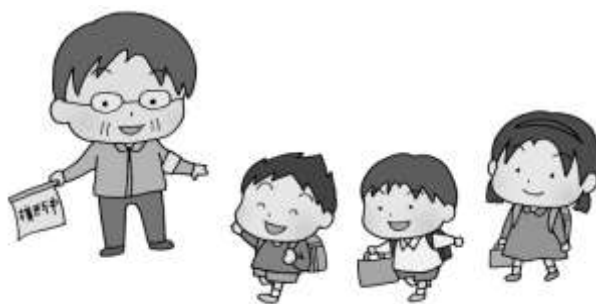
【課題】

犯罪時や災害時については、発生時に被害等を最小限にしていくことが重要です。そのため、日頃からの意識啓発と各種の関係機関・関係団体との連携が求められます。

【今後の方向性】

今後も、子どもの安全や犯罪の防止、青少年の不良化防止など、健全な社会環境づくりを推進するために、家庭、地域、関係機関が一体となり、連携を取りながら、協働による防犯・防災活動を展開していきます。

また、自然災害等については、阿波市地域防災計画等改定業務にあわせて各取り組みの周知・普及に努めます。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

【必須記載項目】

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域の子どもの数や教育・保育施設等の状況をふまえ、「教育・保育」ならびに「地域子ども・子育て支援事業」が適性に提供されるよう、その「量の見込み（需要）」と提供体制の「確保策（供給量）」を定める必要があります。

また、その際、下記の項目については、地域の実情に応じた区域設定が必要となります。

- 教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）の区域設定および地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）の区域設定
- 地域子ども・子育て支援事業の区域設定

教育・保育等の提供区域の設定

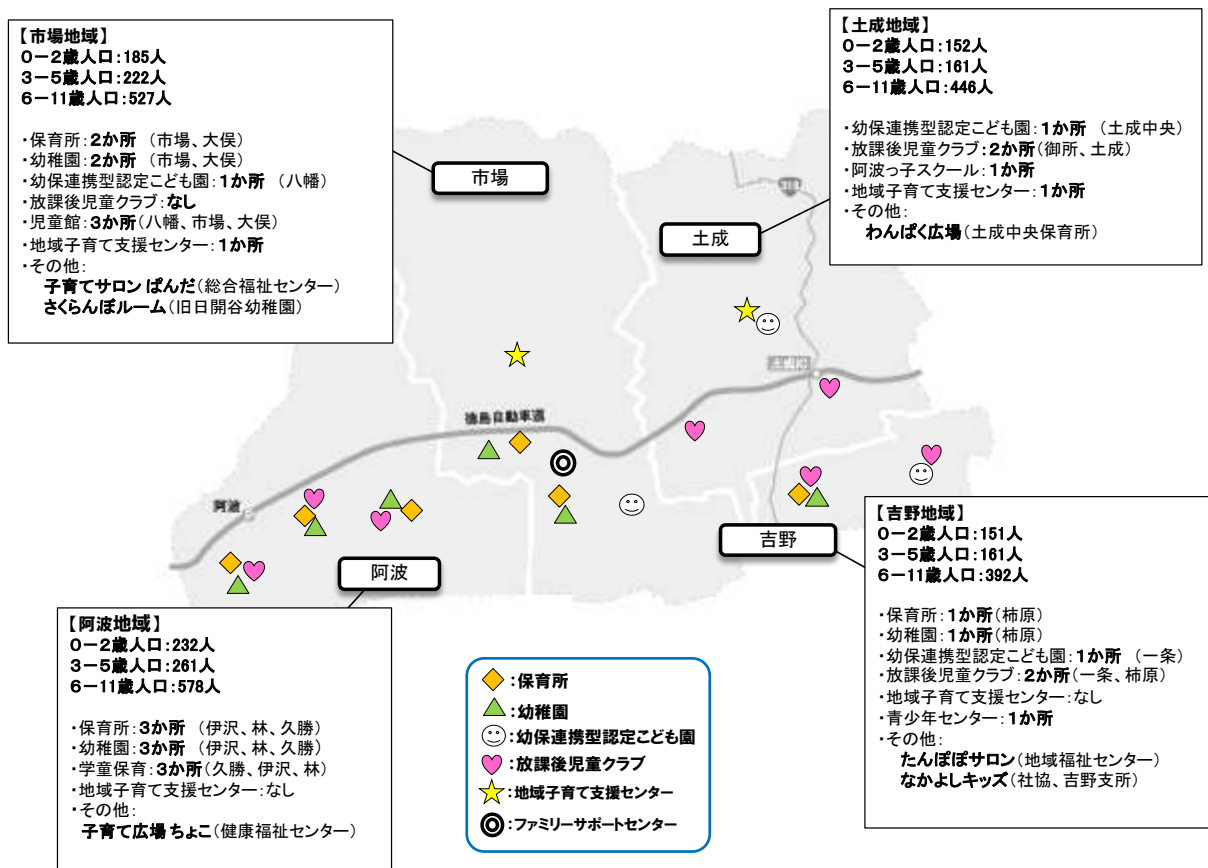
①教育・保育施設および地域型保育事業の提供区域

No.	事業の名称	区域設定
1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所） ・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育） 	全市

②地域子ども・子育て支援事業の提供区域

No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全市
2	延長保育事業	
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5	放課後児童クラブ	小学校区
6	子育て短期支援事業	全市
7	乳児家庭全戸訪問事業	
8	養育支援訪問事業	全市
9	地域子育て支援拠点事業	
10	一時預かり事業	
11	病児・病後児保育事業	
12	ファミリー・サポート・センター事業	
13	妊婦健診	

■阿波市の子育て資源（各地域の施設設置状況は、平成27年4月現在の予定数です）



資料：住民基本台帳・外国人登録台帳（平成25年3月末）



2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
保育所利用者	646 人	780 人	776 人	757 人	737 人	742 人
3号(0歳)	62 人	69 人	68 人	66 人	64 人	65 人
3号(1・2歳)	295 人	356 人	354 人	346 人	337 人	339 人
2号(3歳以上)	289 人	355 人	354 人	345 人	336 人	338 人
幼稚園利用者	397 人	435 人	431 人	420 人	409 人	412 人
1号(3歳以上)		229 人	227 人	221 人	215 人	217 人
2号(3歳以上)		206 人	204 人	199 人	194 人	195 人
合計	1,043 人	1,215 人	1,207 人	1,177 人	1,146 人	1,154 人

※見込み量は、ニーズ調査等により算出した値

■（再掲）教育・保育の量の見込み

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
1号(3歳以上)		229 人	227 人	221 人	215 人	217 人
2号(3歳以上)		561 人	558 人	544 人	530 人	533 人
3号(0～2歳)		425 人	422 人	412 人	401 人	404 人
合計	1,043 人	1,215 人	1,207 人	1,177 人	1,146 人	1,154 人



(2)教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制、確保策の考え方

- 教育・保育の平成27年度時点の定員数では、1,365名（保育所9か所・幼稚園9か所（幼保連携型認定こども園を含む）の提供体制があり、上記の見込み量を十分に満たすことが可能です。
- 平成27年度から平成31年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、教育・保育施設の統合や再整備も視野に入れつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 平成31年度には、地域型保育事業（小規模保育事業）の確保に努めます。
※なお、実施時期については、事業参入や施設整備等の状況により、予定年度を変更する場合があります。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
		教育 保育			教育 保育			教育 保育	
①量の見込 (必要利用定員総数)	229人	206人 355人 計 561人	425人	227人	204人 354人 計 558人	422人	221人	199人 345人 計 544人	412人
②確保 の内容	認定こども園、 幼稚園、保育園	270人 240人 370人 計 610人	485人	270人	240人 370人 計 610人	485人	270人	240人 370人 計 610人	485人
	地域型保育事業		—			—			—
②-①	41	49	60	43	52	63	49	66	73

阿波市	平成30年度			平成31年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
		教育 保育			教育 保育	
①量の見込 (必要利用定員総数)	215人	194人 336人 計 530人	401人	217人	195人 338人 計 533人	404人
②確保 の内容	認定こども園、 幼稚園、保育園	270人 240人 370人 計 610人	485人	270人	240人 370人 計 610人	485人
	地域型保育事業		—			15人
②-①	55	80	84	53	77	96

※2号認定のうち、教育（幼児期の学校教育の利用希望が強い方）の数値は、幼稚園、または認定こども園の利用において対応するため、実際上の過不足は生じない。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
延長保育事業		40 人	47 人	47 人	45 人	44 人	45 人
放課後 児童健 全育成 事業	低学年	221 人	239 人	219 人	222 人	216 人	207 人
	高学年	43 人	165 人	172 人	163 人	166 人	152 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		3 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
地域子育て支援拠 点事業		836 人回	751 人回	775 人回	764 人回	753 人回	737 人回
幼稚園の預かり事業		2,608 人日	3,046 人日	3,016 人日	2,938 人日	2,857 人日	2,885 人日
一時預 かり事業	一時預か り(ファミサ ポの未就 学児利用 含む)	1,122 人日	1,365 人日	1,352 人日	1,317 人日	1,281 人日	1,293 人日
病児・病後児保育 事業		—	3,015 人日	2,997 人日	2,922 人日	2,846 人日	2,863 人日
ファミリー・サポート・セ ンター事業(就学児 のみ)		3 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
妊婦健診事業		239 人	224 人	218 人	211 人	205 人	200 人
乳児家庭全戸訪問 事業		131 人	137 人	143 人	150 人	156 人	163 人
養育支援訪問事業		16 人	17 人	17 人	18 人	19 人	20 人
利用者支援		—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

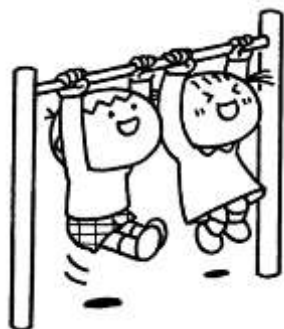
※地域子育て支援拠点事業は、1月あたりの数値

※一時預かり事業は、保育所での預かり、ファミリー・サポート・センター(未就学児)、トワイライトステイを含んだもの

※単位の「人日」は年間延べ利用者数、「人」は実利用者数を表している

■放課後児童クラブの量の見込み〔小学校別〕

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
全市計	低学年	221 人	239 人	219 人	222 人	216 人	207 人
	高学年	43 人	165 人	172 人	163 人	166 人	152 人
一条小	低学年	19 人	26 人	24 人	24 人	23 人	22 人
	高学年	2人	20 人	20 人	19 人	20 人	18 人
柿原小	低学年	34 人	20 人	18 人	19 人	18 人	17 人
	高学年	3人	13 人	14 人	13 人	13 人	12 人
御所小	低学年	28 人	23 人	21 人	21 人	21 人	20 人
	高学年	11 人	17 人	18 人	17 人	18 人	16 人
土成小	低学年	51 人	32 人	30 人	30 人	29 人	28 人
	高学年	2人	20 人	21 人	20 人	20 人	18 人
八幡小	低学年	—	16 人	14 人	15 人	14 人	14 人
	高学年	—	10 人	10 人	10 人	10 人	9 人
市場小	低学年	—	27 人	25 人	25 人	25 人	24 人
	高学年	—	24 人	25 人	23 人	24 人	22 人
大俣小	低学年	—	16 人	15 人	15 人	15 人	14 人
	高学年	—	12 人	12 人	12 人	12 人	11 人
久勝小	低学年	30 人	25 人	23 人	23 人	22 人	21 人
	高学年	16 人	14 人	15 人	14 人	13 人	13 人
伊沢小	低学年	29 人	26 人	23 人	24 人	23 人	22 人
	高学年	4人	17 人	18 人	17 人	18 人	16 人
林小	低学年	30 人	28 人	26 人	26 人	26 人	25 人
	高学年	5人	18 人	19 人	18 人	18 人	17 人



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 延長保育事業

提供体制、確保策の考え方

○延長保育事業については、現行の延長保育事業を市内保育所の全てで実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。

■ 延長保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	47人	47人	45人	44人	45人
②確保の内容	47人	47人	45人	44人	45人
②-①	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、平成28年4月より、児童館を放課後児童クラブ（学童保育）へ移行する予定であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。

■ 放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市(全市計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	239人	219人	222人	216人	207人
	高学年	165人	172人	163人	166人	152人
②確保の内容	低学年	239人	219人	222人	216人	207人
	高学年	165人	172人	163人	166人	152人

■ (一条小学校区)

一条小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	26人	24人	24人	23人	22人
	高学年	20人	20人	19人	20人	18人
②確保の内容	低学年	26人	24人	24人	23人	22人
	高学年	20人	20人	19人	20人	18人

■（柿原小学校区）

柿原小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	20人	18人	19人	18人	17人
	高学年	13人	14人	13人	13人	12人
②確保の内容	低学年	20人	18人	19人	18人	17人
	高学年	13人	14人	13人	13人	12人

■（御所小学校区）

御所小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	23人	21人	21人	21人	20人
	高学年	17人	18人	17人	18人	16人
②確保の内容	低学年	23人	21人	21人	21人	20人
	高学年	17人	18人	17人	18人	16人

■（土成小学校区）

土成小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	32人	30人	30人	29人	28人
	高学年	20人	21人	20人	20人	18人
②確保の内容	低学年	32人	30人	30人	29人	28人
	高学年	20人	21人	20人	20人	18人

■（八幡小学校区）

八幡小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	16人	14人	15人	14人	14人
	高学年	10人	10人	10人	10人	9人
②確保の内容	低学年	16人	14人	15人	14人	14人
	高学年	10人	10人	10人	10人	9人

■（市場小学校区）

市場小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	27人	25人	25人	25人	24人
	高学年	24人	25人	23人	24人	22人
②確保の内容	低学年	27人	25人	25人	25人	24人
	高学年	24人	25人	23人	24人	22人

■（大俣小学校区）

大俣小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	16人	15人	15人	15人	14人
	高学年	12人	12人	12人	12人	11人
②確保の内容	低学年	16人	15人	15人	15人	14人
	高学年	12人	12人	12人	12人	11人

■（久勝小学校区）

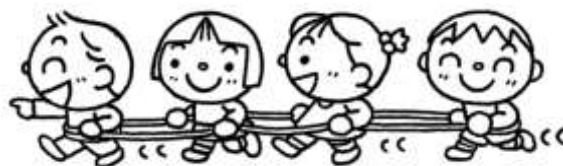
久勝小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	25人	23人	23人	22人	21人
	高学年	14人	15人	14人	13人	13人
②確保の内容	低学年	25人	23人	23人	22人	21人
	高学年	14人	15人	14人	13人	13人

■（伊沢小学校区）

伊沢小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	26人	23人	24人	23人	22人
	高学年	17人	18人	17人	18人	16人
②確保の内容	低学年	26人	23人	24人	23人	22人
	高学年	17人	18人	17人	18人	16人

■（林小学校区）

林小学校区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	28人	26人	26人	26人	25人
	高学年	18人	19人	18人	18人	17人
②確保の内容	低学年	28人	26人	26人	26人	25人
	高学年	18人	19人	18人	18人	17人



③子育て短期支援事業（ショートステイ）

提供体制、確保策の考え方

○子育て短期支援事業については、平成 25 年度現在、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」が 6 か所となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②確保の内容	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②-①	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、平成 25 年度現在、2 か所で実施していますが、今後、幼保連携型認定こども園においても、実施する予定であり、今後の見込み量に対する提供体制を確保していきます。

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業（機能強化型）					
①量の見込	751 人回	775 人回	764 人回	753 人回	737 人回
②確保の内容	751 人回 (4 か所)	775 人回 (4 か所)	764 人回 (4 か所)	753 人回 (5 か所)	737 人回 (5 か所)
②-①	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

提供体制、確保策の考え方

- 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業については、平成 25 年度現在、9 園で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- 現在、幼稚園型の一時的預かり事業については実施しておらず、今後の見込み量に対する提供体制を確保する必要があります。
- その他の一時預かり事業については、平成 25 年度現在、保育所（1 か所）、トワイライトステイ（5 か所）、ファミリー・サポート・センター（1 か所）で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。

■幼稚園における一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	3,046 人日	3,016 人日	2,938 人日	2,857 人日	2,885 人日
②確保の内容	3,046 人日 (9 か所)	3,016 人日 (9 か所)	2,938 人日 (9 か所)	2,857 人日 (9 か所)	2,885 人日 (9 か所)
②-①	0	0	0	0	0

■幼稚園以外での一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市 幼稚園以外での一時預かり	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1,365 人日	1,352 人日	1,317 人日	1,281 人日	1,293 人日
②確保の内容 (保育所での一時預かり、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター〔未就学児〕を含む)	1,365 人日	1,352 人日	1,317 人日	1,281 人日	1,293 人日
②-①	0	0	0	0	0



⑥病児・病後児保育事業

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、平成27年度の実施をめざします。

■病児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	3,015人日	2,997人日	2,922人日	2,846人日	2,863人日
②確保の内容	3,015人日 (1か所)	2,997人日 (1か所)	2,922人日 (1か所)	2,846人日 (1か所)	2,863人日 (1か所)
②-①	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、平成25年度現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②確保の内容	10人日 (1か所)	10人日 (1か所)	10人日 (1か所)	10人日 (1か所)	10人日 (1か所)
②-①	0	0	0	0	0



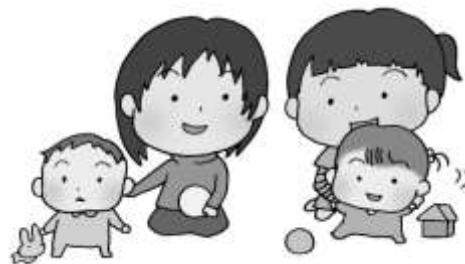
⑧妊婦健診事業（パパママクラス）

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、平成25年度現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■妊婦健診：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		224人日	218人日	211人日	205人日	200人日
②確保の内容	実施人数	224人日	218人日	211人日	205人日	200人日
	実施場所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



⑨乳児家庭全戸訪問事業

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、実施しています。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		137人	143人	150人	156人	163人
②確保の内容		137人	143人	150人	156人	163人
②-①		0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	17人	17人	18人	19人	20人
②確保の内容	17人	17人	18人	19人	20人
②-①	0	0	0	0	0

⑪利用者支援事業

提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、今後、1か所を整備し、今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。

■利用者支援:「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

阿波市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

(1) 保育・教育、子育て支援の方向性

（幼保連携型施策に向けた考え方）

本市の次代を担う子どもの保育・教育並びに保護者に対する総合的な子育て支援の方向性は、少子高齢化の進行や行財政改革を正面に見据え、本市のまちづくり・地域づくりの視点に立って推進します。

推進にあたっては、行政の施策と民間、地域の活力を相互交流させ、子どもや高齢者を核として、協働する地域コミュニティを創造し、全市ぐるみで取り組みます。

① 施設・設備、職員の充実

- ・認定こども園の開設・整備
- ・幼稚園の受け入れ整備（保育所・幼稚園の整備）
- ・保育の質の向上

※認定こども園の開設・整備については、重要施策（メインプラン）、2 子育て支援事業等の施設整備（1）幼保連携型認定こども園施設整備に掲載

※保育の質の向上については、重要施策（メインプラン）、5 保育・教育環境の整備（2）保育の質の向上に掲載

② 保護者の就労・子育て支援

- ・保護者のニーズを満たす体制づくり（預かり保育や子育て支援）
- ・母親の社会進出が社会的価値や財産になる方向への支援

③ 民間活力の導入

- ・保育・教育・子育て支援の充実

※民間活力の導入については、重要施策（メインプラン）、1 保育サービスの向上
（2）民間活力導入の活用に掲載

④ 地域活力の導入

- ・地域の人材（ボランティアや高齢者等）を保育・教育・子育て支援の現場に導入し、子育ての輪・和を拡げる
- ・多様な子育ての知恵・ノウハウ・価値を現場に活かす

⑤ 子育てをまちづくり・地域づくりの核に位置付ける

- ・地域の保・幼・小の連携により、教育・文化・生産活動などの拠点とする
- ・地域住民（特に高齢者）やNPO等と文化・生産活動などを通して、密接不可分な関係をつくりだす（共生・共育）
- ・子どもと高齢者の命を育み、生きがいを創造し、出番をつくる
（子どもと高齢者こそ、地域の主人公にする活動を生み出す）



第6章 その他の具体的な取り組み

1 地域における子育ての支援

(1) 子育て家庭への支援

① 児童手当支給事業

子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当を支給し、子育て家庭の生活の安定に努めています。

現在の状況

平成 23 年度は子ども手当として、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、0歳～中学校終了前の子どもを養育している方に支給しました。平成 24 年度は、法律の改正にともない、児童手当として、0歳～中学校終了前の子どもを養育している方に支給しました。

今後の取り組み

子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、その経済的な負担を軽減するため、今後も児童手当を支給し、子育て家庭の生活の安定に努めます。

(2) 結婚・妊娠・出産に対する支援(少子化対策)

① 婚育事業「あわ男・あわ女 で・アエルワ支援事業」

少子化問題に対応するためにかかせないことは、男女の結婚に対する意識を高揚させることにあるとも考えられます。この事業では、結婚を希望するだけでなく、全ての世代の方が充実した結婚観をもつことで、市全体で結婚を希望する方の支援を行います。

今後の取り組み

結婚を希望する人が結婚できる地域社会の実現に向け、市内の結婚相談員や各団体等との連携により多くの出逢いの場が創出され、出逢いから結婚までの一貫した情報提供の仕組みづくりの取り組みを図ります。また、結婚を希望する人本人が、希望する人と結婚できるように内面的要素を引き出すためのコミュニケーション・ツールの作成・普及に取り組み、阿波市の「切れ目のない子育て支援」構築として、本市の婚育事業として取り組みを推進します。

②産前・産後、育児サポート事業

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母や隣人等による支援等が受けられず、産前・産後、育児に対する相談相手もいないため、妊産婦が家庭や地域で孤立することなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、家族や地域の絆をつなぐ環境整備に努めています。

育児については、生後約2ヶ月～5ヶ月の乳児を対象に、専門講師によるベビー・ヨガ（ベビーマッサージ）を実施しています。

今後の取り組み

3世代家族の体験談や交流により、結婚に対する意識の高揚や、妊娠・出産、育児等に対する不安等を軽減、解消していきます。

また、育児に対する専門的な指導により、親子のコミュニケーションの取り方を学ぶことや、親と子や家族の絆を結び、親としての自覚や自信にもつながり、児童虐待やネグレクトの防止対策にも効果的になるよう取り組みます。

③阿波っ子育て支援事業

結婚、妊娠・出産、子育てに必要な支援事業の情報発信を阿波市ホームページによる子育て支援情報で発信しています。

今後の取り組み

本市の子育て支援情報を記載した手帳サイズのダイアリーを子育て世帯に配布します。手帳サイズは、持ち運びに便利で子どもの成長の記録として活用でき、また、この成長記録は健全な親子関係や家族関係を結ぶことにも役立つものとして取り組んでいきます。



2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

①妊産婦、乳幼児相談

妊産婦に対しては、妊娠高血圧症候群等の予防や妊娠中の健康管理に関する相談を、また乳幼児に対しては、発育・発達状況に関する育児、栄養等の相談を実施しています。

現在の状況	乳幼児相談は年 24 回、訪問・電話相談は随時相談を行っています。 利用者には、相談に来たのがきっかけとなり、母親同士の交流の場や情報交換の場となっています。 また、対象者の必要に応じて家庭訪問も行っています。
今後の取り組み	乳幼児相談を乳児健診後に行うことで、相談に来やすい環境となり、子どもの年齢が近い親同士の交流の場や情報交換の場となるよう努めます。 育児のことで不安や悩み等があれば、電話相談や訪問を通して、悩みの軽減を図っていきます。

②パパママクラス

核家族化が進行するなかで、妊娠、出産、育児に関する正しい知識を持つことにより、安心して子育てができるよう市民、地域、行政等各機関と連携して事業の推進を図っています。

現在の状況	妊娠、出産、育児の知識をより深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、充実したパパママクラスを開催しています。 母親が負担や不安を抱え込まず子育てができ、両親一緒に子どもを育てられるよう父親にも育児参加が求められており、男性も含めた一層の参加を促しています。
今後の取り組み	今後、パパママクラスの参加者を対象に、教室の感想や要望についてのアンケートを行い、その結果を参考に新たな内容や改善ポイントを見直し、市民が参加しやすい教室づくりに努めます。

③乳幼児健診の充実

病気の予防と早期発見、そして乳幼児の健康保持と増進を目的に実施しています。

最近の乳幼児健診では、従来の疾病指向の考え方から一歩進んで、核家族化や少子化の進行、若年両親や高齢両親の子育て不安や育児に関する悩み等の問題対処等、心身ともにより健康にという健康指向の取り組みを行っています。

現在の状況

乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に医師の診察と育児、栄養等に関する相談、指導を実施しています。

また、発育・発達や保護者の育児不安等、さまざまな面からも子育てをバックアップするとともに、さらなる健診受診率の向上に努めています。

今後の取り組み

今後、未受診者の把握、健康状態の明確化、きめ細かい指導等を行っていきます。

特に未受診者に対しては、電話による連絡や家庭訪問を実施し、関係機関と連携を図り、さらなる健診受診率の向上を図っていきます。

また、乳幼児や保護者の負担を少なくするよう健診体制の強化を図り、より一層サービスの向上に努めます。

④生活習慣病予防対策事業

将来の生活習慣病を予防するためには、子どもの頃からの健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。

そのため、生活習慣病予防対策は小児期からの肥満予防や食生活が重要視されていますが、乳幼児期からの予防も必要であり、その対策として健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図り、乳幼児健診時までの健康的な生活リズムや食事指導の推進行っています。

現在の状況

平成22年度に食育基本法に基づく、阿波市食育推進基本計画を策定し、生活習慣病予防対策に取り組んでいます。

平成22年の1歳6か月児健診では、幼児の肥満割合が12.7%、平成23年の3歳児健診では11.0%と、それぞれピークとなっています。

今後の取り組み

年次的には、健診の受診率も増加傾向にあり、幼児の肥満割合は減少していますが、今後も、事業内容をより充実させ、乳幼児期からの健康増進のため、正しい知識の普及啓発を図り、生活習慣病の予防に努めていきます。

⑤小児救急医療体制の見直し

子どもは体調が変化しやすいため、子育て家庭は、身近にかかりつけ医を持つことが重要であり、呼びかけを行っています。また、休日診療、土曜の夜間診療はニーズが増加しているため、救急医療体制の充実も含め、緊急時の迅速な診療体制の確立に努めています。

現在の状況	県内の小児救急医療体制においては、平成25年4月1日から、東部地区（徳島市～阿波市）のエリアを1つの圏域として、徳島県立中央病院を「小児救急医療拠点」とする体制となっています。 しかし、阿波市は東部圏域の中で一番西側に位置し、徳島県立中央病院を利用する場合、車で1時間以上かかる地域もあり、市民が通うには不便をきたしています。
今後の取り組み	県内の小児救急医療体制について再構築を図るとともに、徳島県立中央病院を「小児救急医療拠点病院」とする場合であっても、地域の身近な病院による「小児救急輪番制体制」を併用するよう県や関係機関に要望します。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1)就労意識の啓発、情報発信

①就業観や勤労観の育成

社会全体の働き方の変化により、児童の就業観や勤労観にも変化がみられます。それらの望ましい形成のために、小・中学校を通して計画性のあるキャリア教育をさらに充実していきます。

現在の状況	学校・青少年育成センターを中心に、児童の健全育成を図るための活動として、関係機関と連携し、就業や自立支援に関する事業を実施しています。
今後の取り組み	児童の就業に関する教育は、引き続き重要であると考えられることから、自立支援活動の現地日数増加を検討し、各関係機関と連携を図りながら事業を進展させていきます。

(2) 安全等に配慮した教育環境の整備

①災害に強い教育施設の整備

子どもの安全を守るため、また災害時には地域住民の安全な避難場所としての役割を担うため、災害に強い教育施設の耐震整備を進めてきました。今後も、老朽化等による施設の機能低下を防ぐために、計画的に大規模改造等施設の質的整備を行い、子ども・地域住民の安全に十分配慮した施設整備に努めます。

現在の状況

平成 25 年度末に阿波市内の幼稚園・小中学校の園舎・校舎及び体育館の耐震化事業が完了しました。

今後の取り組み

子どもの安全・安心のため、また、地域住民の避難所という観点からも、義務教育施設の維持・管理を計画的に進めます。

(3)子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

①確かな学力の向上

グローバル化が進展する中、英語活動・英語教育を強化することにより、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる言語・文化・価値を認め合える関係を構築するコミュニケーション能力の向上に努めています。

現在の状況

市内の10小学校すべてに英語講師を配置し、小学校1年生から英語活動を実施しています。さらに、平成 26 年度には文部科学省の英語教育強化地域拠点事業の指定を受け、小・中・高等学校の各段階を通じて英語教育を充実し、子どもたちの英語運用能力やコミュニケーション能力の向上を図っています。

今後の取り組み

県とも連携し、英語教育をさらに強化するとともに、小・中学校の異文化交流の体験の推進や、英語講師等の外部人材の活用促進を図ることで、グローバル化に対応した人材の育成に努めます。

(4)家庭や地域の教育力の向上

①スポーツ・レクリエーションの環境づくり

子どもの心と体の成長の場として、各種スポーツ教室や、野外でのレクリエーション、農業体験といった自然活動について、メニューの充実を図りながら実施しています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催によるスポーツへの関心が高まるなか、小・中学生の運動能力の向上や競技力の向上に努めています。

現在の状況

児童をはじめ市民の健康に対する意識を高め、日常生活における運動の必要性を実感し、市民の健康づくりや、まちの活性化を図っています。

また、マラソン大会をはじめ、市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントを開催しています。

スポーツ・レクリエーションは、市民の体力づくりのほか、相互の交流により地域社会の結び付きを深める効果も期待されることから、さまざまな分野や年齢層にわたり、より多くの市民に参加してもらうことが課題となっています。

そのほか、世界で通用するアスリートの育成に向け、小・中学生の早い段階から人材の発掘を行い、一貫した指導・育成、強化に努めていくことも必要となっています。

今後の取り組み

今後、事業は継続して実施し、団体や指導者の育成、阿波シティマラソン大会をはじめ市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントの開催・誘致等の充実を図ります。

また、今後は、県とも連携しながら、中学校の競技ごとの強化校指定や体育の専門教員の配置など、東京五輪に向けたスポーツへの関心が高まる中、小・中学生の体力・運動能力の向上と生活習慣予防の指導啓発を強化するよう取り組みます。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等

① 男性の働き方の見直しと子育て促進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点からも捉えることが不可欠です。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要となっています。

現在の状況	本市では平成 25 年度に「阿波市男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定し、その基本理念である「男女がお互いを理解し、支え合うまちづくり」のもと、家庭における家事等での性別役割分担の負担解消をめざし、父親が子育てに積極的に参画できるよう育児教室の開催や子育てに関する情報提供等を行っています。
今後の取り組み	父親の育児に対する意識を高めるため、今後も必要な情報提供、講座の開催等を行い、啓発に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進等

① ワーク・ライフ・バランスの推進

国においては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していますが、本市においても、男女がともに、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方を選択することが可能となり、生きがいと充実感のある生活を送ることができるように、ワーク・ライフ・バランス実現に向けて取り組んでいく必要があります。

現在の状況	仕事と家庭生活（家事・育児・介護等）の両立が図られるよう、子育て支援に係る事業を推進するとともに、両立に関する講座の開催、男女の育児休業取得促進、母性健康管理について事業所への周知などの取り組みを進めています。
今後の取り組み	今後も、仕事と生活の調和の実現の視点から、子育てしやすいまちづくりを推進します。

5 子どもの安全の確保

(1)子どもを交通事故や犯罪、自然災害などの被害から守るための活動の推進

①交通事故や犯罪などの被害への対応

警察署をはじめ、交通・防犯関係機関や関係団体、また、各小学校などとの連携を密にし、被害から子どもを守るための活動等を推進し、子どもの安全確保に努めます。

②自然災害などの防災活動の推進

今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、児童・生徒に対する防災教育の推進、教職員の防災意識の高揚や指導力の向上を図ります。

また、消防署や地元消防団、自主防災組織などの防災機関・団体と連携した避難訓練などの防災訓練の充実や意識の高揚を図ります。

現在の状況

市内保育所、幼稚園、小・中学校では、交通事故防止や犯罪に対処するための学習や警察署などの関係機関や関係団体による交通安全教室など子どもを守るための様々な活動を実施しています。

また、地震などの大災害に備えるため、消防署や地元消防団、また、自主防災組織など防災団体や各学校と連携し、避難訓練や避難経路等の確認を行うとともに防災意識の高揚に努めています。

今後の取り組み

今後も、子どもの発達段階に応じた学習活動を通して、子どもの安全確保の充実を図ります。併せて、各種研修会などを通して、教職員や保育士の防災意識の高揚や指導力の向上を図ります。

また、各種交通関係機関や防災関係機関、また、関係団体や各学校などと連携し交通事故や犯罪防止、大災害に備えるための連携強化に努めます。

6 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

(1) 要保護児童への対応

① 家庭児童相談室

家庭児童相談やひとり親家庭相談について、家庭相談員や母子・父子自立支援員が対応し、さまざまな悩み事や心配事の相談相手となり、問題解決に向けて迅速かつ適切な対応を行っています。

現在の状況

○家庭相談員（非常勤職員2名）

家庭相談員が、主に18歳未満の児童を対象に、家庭のこと、子育てのこと、児童虐待に関することなど、さまざまな問題について、相談に応じています。

○母子・父子自立支援員（非常勤職員1名）

母子・父子自立支援員がひとり親家庭や寡婦を対象に、母子・父子寡婦福祉資金の貸し付けや児童の養育・就業・住宅・生計の悩みなど、さまざまな問題について相談に応じています。

今後の取り組み

今後も、子どもや各家庭の問題について相談に応じていくとともに、各関係機関との連携をより充実し、要保護児童に対して迅速に対応できるよう努めます。

② 要保護児童対策地域協議会

虐待には複雑な問題が絡んでおり、一人あるいは一つの期間の努力だけでは解決できない事象が多くあります。そのため、効果的な支援や援助に向けて、関係者・関係機関がネットワークを組んで連携しながら対応していくことが必要です。本市では、主任児童委員（民生委員）や保育所、幼稚園、小・中学校など、福祉、保健、医療、教育の関係者等による「阿波市要保護児童対策地域協議会」を設置し、各機関との連携体制や地域の協力体制の整備を図っています。

現在の状況

阿波市要保護児童対策地域協議会は、要保護児童およびその保護者に関する情報ほか、適切な保護・支援に関する協議等を行っています。

会議については、代表者会議（年間方針の計画の協議・研修会の開催。毎年5月頃実施）、実務者会議（中学校区の関係者・機関・団体の実務者にて年間2回の情報交換、個別ケース検討会議で問題となった点の協議等）、個別ケース検討会議（相談・通告があった個別ケースに関わりのある実務者にて協議等を行う）を実施しています。

今後の取り組み

関係機関・団体等と連携し、よりよい解決策が見つかるよう、今後も引き続き実施していきます。

③障害者自立支援協議会

障害者相談支援事業の適切な運営および地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、東部第2サブ圏域障害者自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の運営評価、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、公共の福祉の増進を図っています。

現在の状況

協議会の設置主体は、吉野川市と阿波市となっており、毎月1回、運営会議・サービス調整会議を開催し、障がい者等のニーズ・各種サービス状況の把握、困難事例への対応・連携、圏域内の相談支援体制の問題整理などの事項を協議しています。

今後の取り組み

障害者相談支援事業の適切な運営に努め、地域の障害福祉が充実するよう、関係機関・団体等と連携し、今後も引き続き実施していきます。

④障がい児(者)の立場にたった自立支援

障がい児(者)の立場に立った自立支援に向け、プライバシーに十分配慮しながら各担当課と連携して、子どもの家庭環境や育成経過等の把握に努めるとともに、その家庭の状況を考慮した上で、慎重かつ適切な対応を行います。

また、年々増加傾向にある発達障がい児支援の強化に努めます。

現在の状況

現在、障がい児(者)に対する支援として、障害児福祉手当の支給、障害福祉サービス(居宅介護、児童デイサービス、短期入所)の支給、補装具費の支給、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を行っています。

また、現状では、阿波市、吉野川市のエリアに児童発達支援センターがなく、障がいをもつ子どもが身近な地域でサービスを受けられるシステムの整備が必要となっています。あわせて、保育士・幼稚園教諭等が発達障害に適切に対応できるよう、人材育成や体制づくりについても課題となっています。

今後の取り組み

障がい児(者)への支援として、関係各課や機関と連携し、本人だけでなく、その家族を含めた支援体制を確保するように努めます。

また、家庭から毎日通所して、児童の発達状況に応じた適切な支援が受けられる「児童発達支援センター（障害児通所施設）」が生活圏域ごとに配置されるよう、県とも連携・調整していきます。あわせて、県の発達障害者総合支援センター等において、教育・保育現場の職員に対して発達障害に関する専門的な研修が実施されるよう、県や関係機関とも連携し、支援体制の強化に努めます。

(2) 特別な支援を必要とする子どもの支援の充実

① 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが、それぞれの状況に応じて就学先を適切に選択できるよう、各学校における受け入れ体制の充実を図っています。また、特別な支援を必要とする子どもの就学についての悩みや不安の軽減を図るため、関係機関が連携して相談に応じる総合的な支援ネットワークの充実を図っています。

現在の状況 発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒における支援体制や整備を充実させるため、教育、福祉、医療、保健等の関係機関による、阿波市特別支援連携協議会を設置しています。

今後の取り組み 教育、福祉、医療、保健等の関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」を作成し、これに基づき、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒やその保護者に対し、必要なときに必要な支援を実施できる体制を整備します。

② 特別な支援を必要とする子どもの早期治療

福祉、保健、医療等関係機関の連携により、相談機能を充実させる等特別な支援を必要とする子どもの早期対応を図っています。

また、相談から訓練、療育、保育、学校教育へと指導や情報提供が系統的に行われるシステムを確立し、特別な支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育につなげていきます。

現在の状況 特別な支援を必要とする子どもの望ましい成長・発展を促すためには早期に発見してできる限り早期から適切に支援することが必要です。阿波市特別支援連携協議会では、幼児期の就学前段階における支援のポイントを就学する小学校に引き継ぐため「就学支援シート」を作成しました。

今後の取り組み

就学支援シートを効果的に活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成して、次の進路先への引き継ぎが円滑に行える支援体制の構築を図ります。

③地域社会における療育環境の充実

特別な支援を必要とする子どもが安心して暮らし、心身ともに穏やかに育つことができる地域社会の構築を促進する必要があることから、市民の障害に対する正しい知識と理解を得るため、セミナーや広報等を行います。

また、身近なところでも障がい児（者）の心身の発達につながる活動に取り組むため、遊び等を通じて障がい児（者）と地域との交流を促進するとともに、取り組みを担うことのできる専門的知識をもった人材の育成を支援します。

現在の状況

平成 19 年度に在宅の障がい児（者）およびその家族が安心して地域で暮らせるよう、障がいのある人に対する地域住民の理解と認識を深めるために、障害福祉の制度や療育支援のための情報を集約した冊子『ともだち～障害があってもだいじょうBOOK～』を作成し、関係機関等に配布しました。

平成 20、21 年度に、発達障がい児（者）に関して、ライフステージに応じた一貫性のある支援を的確に行うための事業として、保護者に対する研修会や関係機関の職員に対する研修会等を実施してきました。

今後の取り組み

障がいのある子どもが安心して暮らし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築のため、小冊子等の配布やセミナーの開催により市民の障害に対する正しい知識の習得と理解を促します。

(3)ひとり親家庭等の自立支援

①児童扶養手当支給事業

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭において、生活と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給しています。

現在の状況

父子・母子家庭に対して、児童が18歳に達した年度末（政令で定める障がいのある児童の場合は20歳）まで児童扶養手当を支給しています。

ただし、公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受ける資格を持っている方はこの手当を支給できません。

今後の取り組み

今後も事業を適切に実施し、児童を監護・養育するひとり親家庭に対する福祉の増進の充実を図ります。

②母子家庭等の自立支援事業

母子家庭における母の就業能力の向上や求職活動の促進を図り、安定した生活を営むための各種の自立支援事業を推進しています。

現在の状況

<母子家庭高等技能訓練促進費等事業>

看護師・介護福祉士等の資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、手当を支給しています。また、入学時における負担を軽減するため、入学支援修了一時金を修了後に支給しています。

<母子家庭自立支援教育訓練給付金事業>

ホームヘルパー・簿記の資格取得講座等のあらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を助成しています。

<母子自立支援プログラム策定事業>

自立・就労に対する意欲のある児童扶養手当受給者に対し、自立支援計画書を作成し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークとも連携し、自立・就労に結び付けていく支援を実施しています。

今後の取り組み

今後も母子家庭の自立促進を図るため、関係機関とも連携を図りつつ、事業を継続して実施していきます。

第7章 推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報や市のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認等

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

参考資料(巻末資料)

1 策定経過

(1)全体経過

年	月	子ども・子育て会議 (主な議題)	専門部会		
			病児・病後児 保育事業検討 部会	放課後児童ク ラブ・児童館 部会	幼保連携 部会
平成 25 年度	8月	(第1回) ・会長、副会長の選任 ・会議の運営説明 ・子ども・子育て新制度概要説明 ・事業計画概要説明			●
	9月		●	●	●
	10月	(第2回) ・次世代育成支援行動計画の現状 ・ニーズ調査項目説明	●		●
	11月	(第3回) ・次世代育成支援行動計画の現状 ・ニーズ調査表説明	●	●	●
	12月			●	
	1月	(第4回) ・各部会協議事項説明 ・事業計画(案)について	子ども・子育て 会議出席	子ども・子育て 会議出席	子ども・子育て 会議出席 ●
	2月			●	●
	3月	(第5回) ・ニーズ調査結果報告 ・事業計画(案)について		●	
平成 26 年度	4月	(第6回) ・事業計画(案)について ・次期重要施策採決 放課後児童クラブ並びに児童館の1本化 指定管理拡充～民間移管 乳幼児等医療費助成の拡充 認定こども園整備			
	5月			●	
	6月	(第7回) ・量の見込み ・確保方策の方向性 ・各基準条例(案)説明		●	
	7月				●
	9月	※市議会文教厚生常任委員会概要説明			
	10月	※パブリックコメントの実施 (10月7日～10月27日)			
	12月	(第8回) ・事業計画(案)承認について			
	1月	※事業計画市長答申			

(2) 病児・病後児保育事業部会

年	月	主な議題
平成25年度	9月	(第1回) ・委員長・副委員長の選任 ・病児・病後児保育事業について ・検討委員会の検討内容と開催予定(案)
	10月	(第2回) ・病児・病後児保育事業について 非施設型(訪問型)・病児等預かり事業
	11月	※視察研修 ・視察先:徳島市北矢三町「田山チャイルドクリニック 病児保育所ラミィ」 (研修内容) 1.経営について 2.施設運営について
		(第3回) ・病児・病後児保育施設視察研修報告 ・病児・病後児対応型について ・保育所における体調不良児対応型及び病後児対応型について
1月	※子ども・子育て会議出席(委員長) ・部会協議事項説明	

(3) 放課後児童クラブ・児童館部会

年	月	主な議題
平成25年度	9月	(第1回) ※合同会議 ・部長、副部長の選任 ・放課後児童クラブの運営について ・児童館の運営について
	11月	(第2回) ※合同会議 ・放課後児童クラブと児童館について ・放課後児童クラブ専門部会(国)の状況について ・放課後児童クラブの運営の基準について
	12月	(第3回) ※放課後児童クラブのみ ・放課後児童クラブの運営について 阿波市運営の手引き等
		(第3回) ※児童館クラブのみ ・今後の児童館の運営について
		(第4回) ※放課後児童クラブのみ ・放課後児童クラブの運営について 阿波市運営の手引き等
		(第4回) ※児童館クラブのみ ・今後の児童館の運営について 指定管理と今後の運営・保護者への説明
	1月	(第5回) ※放課後児童クラブのみ ・放課後児童クラブの運営について ・入所のしおりについて
		※子ども・子育て会議出席(委員長) ・部会協議事項説明
	2月	(第6回) ※放課後児童クラブのみ ・子ども・子育て会議の協議事項報告 ・平成26年度入所基準について
	3月	(第7回) ※放課後児童クラブのみ ・春休みの幼稚園児の利用について ・長期休暇の利用料について ・一時預かりの利用料について

年	月	主な議題
平成25年度	3月	(第5回) ※児童館クラブのみ ・児童館保護者役員意見交換会
		(第8回) ※放課後児童クラブのみ ・春休みの幼稚園児の利用について ・長期休暇の利用料について ・一時預かりの利用料について
平成26年度	4月	※児童館利用者説明会 (大俣小学校PTA) ・経緯と移行について ・質疑応答
	5月	※児童館利用者説明会 (市場小学校PTA) ・経緯と移行について ・質疑応答
		※児童館利用者説明会 (八幡小学校PTA) ・経緯と移行について ・質疑応答
	6月	(第9回) ※合同会議 ・放課後児童健全育成事業の基準条例について 阿波市の条例(案)・指導員の資格、研修 ・長期休業中の運営について 利用料の減免・夏休みの指導員数の確認及びアルバイト募集について(時給等) ・開設時間外の利用について 午前8時以前、午後6時30分以降に利用する場合の料金 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業
	9月	(第10回) ※合同会議 ・放課後児童支援員に係る認定研修について
12月	(第11回) ※放課後児童クラブのみ ・平成27年度の放課後児童健全育成事業について ・平成27年度利用案内について	

(4) 幼保連携部会

年	月	主な議題
平成24年度	11月	※幼保職員保育の質の向上のための視察研修会 ・(認定こども園研修) 愛媛県松山市、認定こども園 椿幼稚園、はなみずき保育園
	3月	※幼保職員保育の質の向上のための視察研修会 ・(認定こども園研修) 美馬市脇町、江原認定こども園
平成25年度	8月	(第1回) ・子ども・子育て新制度及び部会の趣旨について ・幼保の現状について ・保育所・幼稚園における子育て支援の方向性について ・市長との対話研修について
	9月	(第2回) ・保育内容・幼保の運営・経営について ・幼保の現状について(保育の実態、保育所・幼稚園経営の実態) ・保育をよりよいものに改善するための課題について ・改善を図るための幼・保としての方向性について
	10月	(第3回) ・施設の問題について ・職員組織の課題 ・認定こども園のメリット、デメリット ・民営化のメリット、デメリット ・研究、研修について

年	月	主な議題
	11月	(第4回) ※市長との対話研修会 ・施設の問題について ・職員組織の課題 ・認定こども園について ・民間活力の導入について
	1月	(第5回) ※市長との対話研修会 ・保育・教育計画について ・子どもの記録について ・特別支援教育について ・子育て支援について
	2月	※幼保職員保育の質の向上のための視察研修会 ・(行政事務、認定こども園研修) 岡山県真庭市、落合こども園 (第6回) ・保育・教育内容、運営に関する課題改善について 就学前部会の組織構成と研修計画
平成 26 年度	7月	(第7回) ・視察研修報告会について ・子ども・子育て支援計画について ・幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について
	8月	※幼保職員部会視察研修報告会&市長対話 ・第1部 視察研修報告会 (1) 愛媛県松山市 認定こども園 椿幼稚園 はなみずき保育園 (2) 美馬市脇町 江原認定こども園 (3) 岡山県真庭市 落合こども園 ・第2部 市長対話 質疑応答
	10月	(第8回) ・阿波市子ども・子育て支援事業説明会 ・保育教育要領(保育教育課程)について

2 阿波市子ども・子育て会議委員名簿（任期 H25. 8. 7～H27. 8. 6 まで）

	氏名	所属		備考
1	中津 郁子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科人間教育専攻 臨床心理士養成コース 教授	学識経験者	副会長
2	大久保 卓	医師会会長	医療関係者	
3	安田 佳子	民生主任児童委員代表(教育委員長)	福祉・教育関係者	会長
4	井内 尚美	社会福祉協議会事務局長	福祉関係者	後任 H25.10.1～
5	岡田 和也	市PTA連合会会長(伊沢小学校)	関係団体	
6	湯浅 優子	市内幼稚園PTA代表(柿原幼稚園)	関係団体	
7	近藤 琴	児童館保護者代表(大俣児童館)	関係団体	
8	平木 信二	市内保育所保護者会代表(市場保育所)	関係団体	
9	清水 秀美	放課後児童クラブ指導者代表(御所小)	関係団体	
10	河野 千晃	子育て支援団体(ファミサポ地域リーダー)	関係団体	
11	原田 成代	子育て支援団体(なかよしキッズ代表)	関係団体	
12	板東美佐夫	一般企業事業主 (徳島ヤクルト販売(株)本社 総務課次長)	関係団体	
13	黒田 尚美	社会福祉協議会地域福祉課課長補佐	関係団体	
14	栗原 優子	吉野川保健所次長	関係団体	後任 H26.4.1～
15	坂東 進	市内小学校校長会代表(一条小学校)	教育関係者	
16	坂東 栄治	市内中学校校長会会長(市場中学校)	教育関係者	
17	栗飯原 和子	市内幼稚園長会代表(中部幼稚園統括園長)	教育関係者	後任 H25.11.26～
18	伊澤 久代	市内保育事業協議会会長(西部保育所統括所長)	福祉関係者	
19	松永 嘉代	公募委員	公募	
20	藤川 篤子	公募委員	公募	

※任期中に交代した委員(前任の委員)

	氏名	所属		備考
4	岡本 道子	社会福祉協議会事務局長	福祉関係者	H25.8.7～H25.9.30
14	松本 正子	吉野川保健所次長	関係団体	H25.8.7～H26.3.31
17	近藤 真里	市内幼稚園長会会長(西部幼稚園統括園長)	教育関係者	H25.8.7～H25.11.25

3 子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月28日
条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の合議制の機関として、阿波市に子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子どもの保護者

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 用語解説

用語	定義
子ども・子育て関連 3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型 認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)

小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)
家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第 7 条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童連絡協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター等で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。

阿波市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

【策定・発行】

阿波市健康福祉部福祉事務所 子育て支援課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

T E L : 0883-36-6813

F A X : 0883-36-5113

**阿波っ子が 元気いっぱい
笑顔でそだつ まちづくり**



10周年 かがやく阿波市に きらめく未来